

達 示 第 2 1 号

令和 6 年 2 月 1 6 日

大阪拘置所長

「受刑者生活の心得」の制定について」の改正について

令和 3 年 5 月 2 4 日付け達示第 2 0 号「受刑者生活の心得」の制定について」
について、別添のとおり一部改正（P 6 9 及び同 7 0）し、本年 3 月 6 日から施行
する。

(2) 書面の作成

委員会宛ての書面については、居室内に所定の用紙を備え付けているので、適宜使用してください。書面を提出して新たに用紙の支給を希望する又は書き損じのため用紙の支給等を希望する人は職員に申し出なさい。所定の用紙を委員会宛ての書面以外の用途で使用した場合、物品等不正使用の遵守事項違反により懲罰を科すことがあるので、注意してください。発信する場合には、私物の便箋を用いて作成しても差し支えありません。

所定の用紙は、作成中を除き、本心得と共に居室内に備え付けている専用封筒に入れて保管しなさい。提案書を作成中で出室するときは、作成中の提案書を保管用封筒に入れ、キャリーバックに収納後、施錠しなさい。職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、書面以外のものが入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。専用封筒についても、委員会宛て書面の保管以外の用途で使用した場合、物品等不正使用の遵守事項違反により懲罰を科すことがあるので、注意してください。

(3) 書面提出の手続

作成した書面については、当所が用意した提案箱に投函する方法と自ら発信する方法とがあります。提案箱は、委員会から要請があった場合を除き、当所の職員が開けることはありません。

(4) 書面発信の手続

発信する場合には、職員の面前で、書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして発信の手続をしなさい。提出された封筒は、宛名が間違いないかどうかを確認するのみで、内容の検査は一切しません。また、発信する場合の委員会の住所は、当所の住所ですが、当所に配達された際には、委員会から要請があった場合を除き、当所の職員が開封することはありません。

なお、発信する場合に要する費用は、あなた自身の負担となります。

4 接見等禁止中の取扱い

刑事訴訟法第81条の規定による接見等禁止決定がされている被収容者が委員会の委員と面接し、又は委員会に対して書面を提出することについては、

さいばんしょ せつけんとうきんし ぶぶんてき かいじょ けてい おこな かし
裁判所が接見等禁止を部分的に解除する決定を行わない限り，これをすること
はできないので，きぼう ばあい みずか また べんごにん つう さいばんしょ せつけんとう
希望する場合は，自ら又は弁護人を通じて裁判所への接見等
いちぶかいじょしんせい おこな ひつよう りゆうい
一部解除申請を行う必要があるので留意しなさい。

だい 20 こくみんねんきんせいど 第20 国民年金制度

1 こくみんねんきんせいど 国民年金制度について

(1) にほんこくない じゅうしよ ゆう さいいじょう さいみまん ひと こくみんねんきん ひほけんしゃ
日本国内に住 所を有する20歳以上60歳未満の人は，国民年金の被保険者
であり，げん こうせいねんきんとう た こうてきねんきん かにゆう ばあい のぞ しせつ
現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き，施設
しゅうようちゆう ほけんりょう のうふ かくしゅとどけで きむ
収 容 中 であつても，保険料の納付や各種届出をする義務があるので，各自
ひつよう てつづき おこな
必要な手続を行うこと。

なお，ねんきん じゅきゅうしかくきかん み ばあい さいちよう さい
年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は，最長70歳ま
での間，かん にんいかにゆう ほけんりょう おさ
での間，任意加入して保険料を納めることができます。

(2) こくみんねんきん ろうご ろうれいき そねんきん おも しょうがい お
国民年金には，老後のための老齡基礎年金や，重い障害を負ったときのため
のしょうがいき そねんきん いぞく せいけい ささ いぞくき そねんきん
の障害基礎年金，遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

なお，れいわがんねん がつ こくみんねんきん じゅきゅうしゃ いつてい しょうとく はんい
令和元年10月から，国民年金の受給者のうち，一定の所得の範囲内
にあるひとについては，しょうたい せいきゅうてつづき おこな ねんきんせいかつしやしえんきゅうふきん
ひと 所定の請求手続を行えば，年金生活者支援給付金を
じゅきゅう けい しつこうとう う あいだ じゅきゅう
受給できます（ただし，刑の執行等を受ける間は受給できません。）。

(3) ほけんりょう みのう ほうち しょうらい ろうれいき そねんきん
保険料を未納のまま放置すると，将来の老齡基礎年金や，いざというときの
しょうがいき そねんきん いぞくき そねんきん う と ばあい かなら
障害基礎年金，遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるので，必
ず，ほけんりょう おさ おさ こんなん ばあい か き てつづき おこな
保険料を納めるか，納めることが困難な場合には，下記2の手続を行うこ
と。

(4) ほけんりょう のうふきげん よくげつまつじつ ねんい ない のうふ
保険料は，納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付することができます。

じゅけいしゃせいかつ こころえ
受刑者生活の心得

おおさかこうちしよ
大阪拘置所

ちゅう
注

い
意

- 1 この心得は、部屋に備え付けたものであるから、他所に持ち出したりしないこと。
- 2 この心得は、大切に保管し、落書きをしたり、破ったりしないこと。
- 3 この心得は、読むときのほかは、常にきめられた場所にかけておくこと。

れいわ ねん がつ
令和3年5月

はじめに

この心得は、あなたが当所で受刑者として生活するに当たり、知っておかなければならない事項及び守らなければならない事項をまとめたものです。

他の刑事施設に移送される人、当所で本格的に受刑生活を送る人など、当所で過ごす受刑生活の期間に長短はありますが、受刑者として、改善更生と社会復帰に向けた一歩を踏み出したことには変わりはありません。

この心得をよく読んで理解し、分からないことは職員に尋ね、当所での生活を通じて、ルールを守る強い精神力と規則正しい生活態度を身に付け、罪を犯した自分と向き合い、一日も早く社会復帰し、善良な社会人として家族や社会のために貢献できるよう一日一日を大切に過ごすように心掛けてください。

目次

だい 第1	きほん こころえ 基本の心得	(1頁)	だい 第13	めんかい しんしょ でんわ 面会・信書・電話による通信	(45頁)
だい 第2	にちじょう せいかつ 日常生活	(4頁)	だい 第14	ふふくもうした どう 不服申立て等	(51頁)
だい 第3	しょぐうちょうさとう 処遇調査等	(14頁)	だい 第15	しょうばつ 賞罰	(62頁)
だい 第4	せいげん かんわ 制限の緩和	(16頁)	だい 第16	いそうまえじゅけいしゃどう 移送前受刑者等	(64頁)
だい 第5	ゆうぐう そち 優遇措置	(18頁)	だい 第17	よざいじゅけいしゃ 余罪受刑者	(66頁)
だい 第6	さぎょう 作業	(20頁)	だい 第18	しゃくほう 釈放	(67頁)
だい 第7	かくしゅしどうとう 各種指導等	(26頁)	だい 第19	けいじしせつしきついいんかい 刑事施設視察委員会	(67頁)
だい 第8	きゆうよう 給養	(33頁)	だい 第20	こくみんねんきんせいど 国民年金制度	(70頁)
だい 第9	しぶつ ほかん 私物の保管	(35頁)	だい 第21	うんでんめんきよ こうしん 運転免許の更新	(74頁)
だい 第10	りょうち 領置	(36頁)	だい 第22	しゅうろうしえん 就労支援	(74頁)
だい 第11	さしい 差入れ	(37頁)		別表	
だい 第12	ほけんえいせい いりょう 保健衛生・医療	(39頁)			

だい 第1 基本の心得

1 一般的な心得

- (1) 収容中は、法令、この「心得」及び職員の指示を守り、秩序正しく行動すること。
- (2) 他人に迷惑を掛ける行為をしないこと。
- (3) 居室外では、職員の指示に従って行動し、職員の許可なく走ったり、一人歩きしたり、みだりに話をしたり、スリッパを引きずるような歩き方や大げさに肩を振って歩くなど不体裁な歩き方をしないこと。また、集団で移動する際は、整列して行動すること。
- (4) 居室へ出入りするとき及び職員が指示したときは、いつでも着衣及び所持品並びに身体の検査を受けること。
- (5) 手紙、書類、願箋などは、分かりやすく書くよう心掛けること。特に願箋類については、記載内容が不明瞭である場合等には受理しないことがある。読み書きのできない人は職員に申し出ること。被収容者の間で代筆をしないこと。
- (6) 指印を必要とする場合は、左手人差指を用いること。左手人差指が欠損などしている人は押印した指を明記すること。
- (7) 暴行されたり、脅かされたり、不正を強要されたりしたときは、直ちに

職員に申し出ること。また、他人にそのようなことをしないこと。

- (8) 日用品、寝具、衣類等の物品は大切に扱い、勝手に改造したり、他人とやり取りしないこと。また、破損や紛失したときは、すぐに職員に申し出ること。
- (9) 他人に手紙や写真を見せたり、家庭の内情や事件内容等を話したりしないこと。
- (10) けがをしたり、物を拾ったりしたときは、すぐに職員に申し出ること。
- (11) 地震や火災などの場合は、慌てることなく職員の指示に従って行動すること。

2 室内の心得

- (1) 居室は指定するので、その指示に従うこと。
- (2) 他の居室内の人又は居室外にいる人と話をしたり、合図をしたりしないこと。
- (3) 窓から残飯、汚水、水、紙くず等を捨てないこと。
- (4) 室内の設備が故障し、又は備付けの物品が不足し、若しくは壊れたときは、すぐに職員に申し出ること。
- (5) 水道の水を出し放しにせず、節水に努め、勝手に洗濯したり、水道水で物を冷やしたり、洗体や洗髪をしないこと。
- (6) 便所の排水管は詰まりやすいので、ちり紙以外の物は絶対に流さないこと。

洗面所には、ごみくず、残飯などを捨てないこと。

(7) 居室内は常に掃除をしてきれいにし、備付けの物品は丁寧に扱い、別に表示表のとおり整理整頓すること。また、壁、窓、つい立等に落書きをしたり、物を貼り付けたりしないこと。

(8) 日用品・備品等の物品は、私物保管バッグや私物棚など、指定された場所に収納し、窓の棧などに物を置いたり、トイレ用のつい立に掛けたりしないこと。

(9) 居室内では別に表示表の座席位置に着座し、みだりに立ったり、横になったり、寝具に寄り掛かったりしないこと。

(10) 居室生活では物音が非常に気になることから、窓の開け閉めは静かに行うなど、みだりに騒音（うるさいと感じられる音）を発生しないように注意すること。

(11) 職員に用事があるときは、呼出しインターホン（使い方は後で説明する。）で合図をし、職員から用件を聞かれるまで静かに待つこと。

(12) 夏季及び冬季に空調機器（エアコン）を作動させるので、この期間は、外窓を開けて暖気や冷気を入れないように注意すること。特に通風口扉と外窓の同時開放は禁止するので守ること。

(13) 居室内では不必要に立ち上がり、歩き回らないこと。

だい 第二 日常生活

1 一日の起居動作の時間帯

(1) 一日の主な起居動作の時間帯は、下表のとおりとする。

起居動作の時間帯（居室内作業受刑者）

動作	就業日		作業を行わない日
	自所執行受刑者	居室内作業受刑者	
起床	6:50	6:50	7:30
点検	7:00	7:00	7:40
朝食	7:05	7:05	7:50
出室	7:35	—	—
始業	7:50	7:40	—
昼食	12:00 ~12:20	12:00 ~12:20	12:00
休憩	12:20 ~12:30	12:20 ~12:30	—
休憩	14:45 ~14:55	14:45 ~14:55	—
終業	16:30	16:20	—
入室	16:40	—	—
点検	17:05	16:50	16:20
夕食	17:10	16:25	16:30
就床	17:30	17:30	17:30
就寝	21:00	21:00	21:00

※1 起居動作の時間帯は、運動実施時間、入浴の有無及び作業の内容により変更される場合がある。

※2 矯正指導日の起居動作の時間帯は就業日と同じ。

※3 作業を行わない日（矯正指導日を除く。）の余暇時間は、点検、起床、就寝、朝食、昼食、夕食時以外の時間帯とする。

(2) 動作は、チャイム又は号令に従い、静かに行うこと。

2 起床

- (1) 起床の合図ですぐに起き、寝具を決められた位置にきちんと畳んで積み重ね、座って静かに点検を待つこと。
- (2) 起床時刻の前に起きて、洗面や着替えなど勝手な行動をしないこと。

3 点検

- (1) 点検は、通常朝夕の2回行い、必要があるときは臨時に行う。
- (2) 点検は、「点検準備」の号令で始まるので、話や読書、筆記をやめ、服装・髪を整えて別に示す表の位置（以下「点検位置」という。）で不体裁な格好は取らず、出入口扉の方に向かって正座又は安座で座ること。
- (3) 「点検」の号令が掛かり、点検職員が居室の前に来て「番号」の号令を掛けたら、自分の称呼番号又は一連番号をはっきり言うこと。
- (4) 「点検終了」の号令が掛かるまでは、話や読書、筆記をしたり、点検位置から立ち上がるなどの動作をしないこと。

4 洗面

洗面には、洗面器を、歯磨きにはコップを使用し、未使用の水を排水管に流すような無駄な使い方をしないように注意すること。また、共同室においては、順番に洗面・歯磨きを行うなど、不必要に立ち歩くことがないようにすること。

5 掃除

居室内を清潔に保つため、掃除は隅々まで念入りに行うこと。特に共同室においては、便所、洗面所、その他共同で使用する場所の掃除は、皆で順番に行うこと。

6 食事

- (1) 食事は、居室内では別に示す表の位置に座って食べること。
- (2) 共同室では、自分の食事を他人に分け与えたり、他人の食事をもらったりしないこと。
- (3) 食べ残した物は、残飯として食器回収（空下げ）の際に出し、居室内に残しておかないこと。

7 服装

- (1) 衣類や作業の実施上等必要な場合に貸与される帽子・三角巾は、定められたとおり着用し、許可されない限り、脱衣したり、脱帽・脱着したり、裸体になったりしないこと。
- (2) ボタンをきちんと掛けるなど、服装を整えること。腕まくりをしたり、胸や腹を露出したり、タオルを頭や首に巻きつけるなどの不体裁な格好をしないこと。

8 居室の出入り

居室の出入りは、職員の指示又は号令によって行うこと。

9 身体及び着衣の検査

身体及び着衣の検査は法律に基づいて行うものであるから、職員の指示に

従って受けること。また、更衣に際しては交談をせず、迅速に着替えを行い、

脱いだ衣類は所定の場所に整頓し、着替えが終わった人から服装を正して整理すること。

10 居室の使用・室内での生活

(1) 居室内の備品、寝具・日用品は丁寧に取り扱い、定められた位置に整頓すること。

(2) 私物及び給貸与物品は、居室内の指定された各自の保管場所及び私物保管バッグに保管すること。

(3) 職員に申出を行うときは、「呼出しインターホン」を押して、職員の応答

を静かに待つこと。通り掛かりの職員に声を掛けたり、みだりに大声で職員

を呼ばないこと。職員の応答があったら、スピーカーに向かって称番号と

姓(苗字)を告げた上、用件をはっきりと言うこと。「呼出しインターホン」・

スピーカーの使用方法は別表のとおり。

(4) 備品、貸与品、設備等の破損を発見した場合はすぐに職員に申し出ること。

(5) 定期又は臨時に、法律の規定に基づき居室の備品、貸与品、設備、所持品等

の検査を行う。検査時には、職員が身体及び着衣の検査を行い、居室前廊下

等職員が指定した場所において待つよう指示されるのでこれに従うこと。

- (6) みだりに動物や鳥等の生き物にえさを与えたり触れたりしないこと。
- (7) 節電・節水に心掛けること。
- (8) 居室内では用件がないのに立っとうろろせず、指定された位置に正座又は安座すること。
- (9) 地震・火災等非常事態が発生した場合は騒ぎ立てることなく、落ち着いて職員の指示を待つこと。

11 始業・休憩

- (1) 「作業始め」の号令又は合図により作業を開始すること。作業の実施に当たっては、職員から指示を受けること。特に作業安全衛生心得等の安全に関する指導はよく聞き、分からなければ職員に質問するなどして理解すること。
- (2) 作業用機械器具、備品、消耗品、材料及び製品は大切に扱うこと。
- (3) 作業時間は矯正指導の時間と合算して原則として1日8時間であるが、1日につき8時間を超える場合もある。
- (4) 休憩は、昼食時間に続いて10分間含まれるので、所定の場所で疲労回復に努め、大声で雑談したり寝ころんだりしないこと。
- (5) 作業時間中は作業に専念し、指定された作業以外に私的な用務をしないこと。指示された作業が終了し、あるいは材料が切れたときは、職員に申し

で指示を受けること。

- (6) 作業については後で詳しく説明するのでよく読むこと。

12 用便

- (1) 用便はなるべく始業前及び休憩時間に済ませること。やむを得ず作業時間中に用便を行うときは、その都度職員に申し出ること。
- (2) ちり紙以外のものは流さないこと。
- (3) トイレはきれいに使用すること。特に共同トイレは皆が使用するものであるから、汚した場合は、その都度自分で掃除し、後に使う人が気持ちよく使えるようにしておくこと。
- (4) 用便後は必ず手を洗うこと。

13 終業

「作業やめ」の号令又は合図があった場合は作業を中止し、製品や原材料をまとめて終業のための準備をし、周囲を片付け、工場では機械器具等の掃除をした上で、作業器具をそろえて職員の点検を受けること。

14 願いごと

- (1) 願いごとは、その目的に応じて用意された所定の用紙（願箋）に記載して、定められた時間に行うこと。
- (2) 願箋に記載するときは、氏名等、記載欄に正確に記入の上、願い事の要旨

てみじか か
を手短に書くこと。

- (3) 他人を代理したり、集団を代表して願い事を行うことはできない。
- (4) 願箋を自分で書けない事情がある人は、その旨職員に申し出て、職員に
だいひつ
代筆してもらうこと。

15 よ か じ かん 余暇時間

- (1) 矯正処遇（作業・改善指導・教科指導）・食事・入浴・運動・就寝等に
あ いがい じかん よ か じ かん じかんちゆう べんきょう はげ どくしょ
充てる以外の時間を余暇時間とする。この時間中は、勉強に励んだり、読書
をするなどして、できるだけ自己啓発のため有意義に過ごすように心掛ける
こと。
- (2) テレビ（指定された者のみ）・ラジオを視聴する場合は、大声を出すなど
して居室棟の静ひつを乱したり他人に迷惑を掛けないように気を付けること。
- (3) 共同室には娯楽用品を備え付ける。娯楽用品を使用することのできる時間
ちようしょくご ごご じ よ か じ かん ない ごご じ じてん ぜんいん
は朝食後から午後9時までの余暇時間内とするが、午後9時の時点で全員が
しゅうしん
就寝できるように片付けること。
- (4) クラブ活動
とうしょ けい しつこう じゆけいしゃ よ か じ かん りよう けんぜん しゅみ ゆた
当所で刑を執行する受刑者は、余暇時間を利用して健全な趣味や豊かな
きょうよう み つ かつどう さんか
教養を身に付けるため、クラブ活動に参加することができる。クラブ活動の
しゅもく べつとさだ さんか きぼう ばあい しよくいん もう で
種目は別途定める。参加を希望する場合は職員に申し出ること。

(5) 自己契約作業

自己契約作業とは、余暇時間帯において、当所の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。希望者はその旨を願箋に記載して申し出ること。ただし許可されない場合がある。

16 仮就寝

- (1) チャイムで仮就寝の合図があるので、共同室にあっても、単独室にあっても、定められた位置に寝具を敷き、寝具の上で横になることができる。共同室に収容されている人は、自分の都合だけで寝具を敷いたりせず、同室者と協調して行動しなさい。

なお、仮就寝時間帯は季節等により変更される場合がある。

- (2) 仮就寝をする場合には下着着用の上、原則として貸与されているパジャマを着用し、居室着のまま寝ないこと。
- (3) 仮就寝中は布団や毛布から首から上を出し、他人の寝具に手足等を入れたり、同きん（一つの寝具の中に他人と一緒に寝ること。）したりしないこと。
- (4) 仮就寝時間以後に余暇活動を行う場合は、次のことを守ること。

ア 敷いてある布団を、二つ折りにしてきちんと畳み、その場に小机を出して行う。布団に入った状態で筆記をすることは認めない。ただし、布団に

はい じょうたい しょちゆう どくしょ しんぶん たにん めいわく およ
入った状態でテレビ視聴及び読書（新聞を他人に迷惑を及ぼさないように
たた えつどく ばあい ふく みと
畳んで閱讀する場合を含む。）することは認める。

イ ごらくようひん しょう ばあい じぶん ふとん ふた お
娯楽用品を使用する場合は、自分の布団を二つ折りにしてきちんと畳み、
かべがわ よ つく おこな
壁側に寄せてスペースを作って行うこと。

ウ テレビ・ラジオを視聴する場合は、仮就寝中の人に配慮した音量とす
ること。

17 就寝

(1) チャイムで就寝の合図があるので、合図が掛かったら読書、筆記、娯楽用品
のしようとう しず かたづ かいし いるい ほんとう さだ ばしょ おさ
の使用等をやめて静かに片付けを開始し、衣類、本等を定められた場所に納め、
せいとん ようべん す しゅうしんじかん そな
整頓し、用便を済ませるなど就寝時間に備えること。

(2) 就寝の合図とともに室内の照明が減灯になるので、読書、筆記や、共同室
ではこうだん しゅうしん
では交談をやめて就寝すること。

(3) 就寝時の布団の位置は、別に示す表の位置に敷くこと。

(4) 寝るときは、別途指示した場合を除き、下着着用の上パジャマを着用し、
もうふ ふとん どう かお おお くび うえ だ かお
毛布や布団、タオル等で顔を覆ったりせず、首から上を出しておくこと（顔を
おお ばあい しんや しどう
覆っている場合、深夜であっても指導することがある。）。

(5) 共同室では、就寝位置を変えたり、他人の寝具に手足等を入れたり、同き
んしないこと。

- (6) 仮就寝から起床までの時間帯は、他人の迷惑になるような騒音を発しないように注意すること。特に就寝時間中に、便所や水道の水を流すと他人の迷惑になるので、バケツに便所用の水を汲み置くなどして使用すること。

18 休日（矯正指導日は含まれない。）の過ごし方

- (1) 食事、点検等定められた起居動作時間帯以外は余暇時間であるから、先に述べた点に気を付けて、有意義に過ごすこと。

- (2) 余暇時間の過ごし方については次の点に気をつけること。

ア 下着着用の上、原則としてパジャマを着用し、布団の上に横になることができる。居室着のまま横にならないこと。

イ 布団や毛布から首から上を出し、他人の寝具に手足等を入れたり、同きんしたりしないこと。

ウ 余暇活動を行う場合は、布団を二つ折りに畳み、その場に小机を出して行う。布団に入った状態で筆記をすることは認めない。ただし、布団に入った状態でテレビ視聴及び読書（新聞を他人に迷惑を及ぼさないように畳んで閲読する場合を含む。）をすることは認める。

エ 娯楽用品を使用する場合は、自分の布団を二つ折りにしてきちんと畳み、壁側に寄せてスペースを作って行うこと。

オ テレビ・ラジオを視聴する場合は、同室者に配慮した音量とすること。

19 矯正指導日の過ごし方

別に指示する。

第3 処遇調査等

1 処遇調査

処遇調査には、刑執行開始時調査と、再調査（定期・臨時）の2種類がある。

(1) 刑が確定した後、刑執行開始時調査が行われる。この調査は、あなたが

本格的に受刑する施設を決定する際に参考となるものである。また、受刑す

る施設においては、あなたの改善更生に必要と思われる矯正処遇（作業、改善

指導、教科指導）の目標、内容及び方法などの方針（処遇要領）を立てる

ための調査が引き続き行われることとなる。調査に当たっては、面接をして

事件のことや生育歴・教育歴・職業歴・受刑歴・家族関係等について質問

されるほか、各種のテストを受けることもあるので、真面目に取り組み、と

りつくろうことなく、ありのままを正直に答えるよう心掛けること。

(2) 再調査は、刑執行開始時調査が終了し、処遇要領が定められている者に

ついて、設定された目標が達成されているかどうかなど、処遇要領を変更す

る必要があるか否かを判断するために、定期又は臨時に実施される。この調査

は、面接によらず、所内での生活ぶり、外部交通の内容、作業や改善指導へ

の取り組み方を通じて行われる場合もある。

2 処遇審査会

処遇審査会では、処遇要領を決定・変更したり、就業する工場を決定するため等の審査を行う。審査会に呼び出された場合には、職員の質問に対してまじめに、正直に答えること。

3 仮釈放・環境調整等（原則として当所で刑を執行する受刑者に限る。）

(1) 反省の念が顕著にあり、出所後に再び犯罪を犯すおそれがないと認めら

れるなど所定の要件を満たしている場合は、刑期の終了日以前に釈放され

ることがある。これを仮釈放という。仮釈放の審査は、犯罪の内容、受刑生活

の状況、身元引受状況等を総合的に考慮して行い、当所が仮釈放を相当

と認める人について、近畿地方更生保護委員会（以下「委員会」という。）に

申し出る。その後、保護観察官面接（場合によりないこともある。）、委員会の

委員面接を経て、委員会が仮釈放を許すか否かを決定する。

(2) 仮釈放に向けた準備として、入所後まもなく、保護観察所を通じて出所後

帰住する環境の調整が行われるので、釈放後の帰住地と身元引受人をは

っきりと申し出ること。ただし、刑期が短い場合には調整がつかないこと

もある。

(3) 身元引受人は、配偶者・父母・兄弟姉妹等の親族であることが一般的であ

るが、事情があつて親族の内から身元引受人が決まらない人は、雇主や知人などを身元引受人として申し出ることができる。

(4) 適当な身元引受人や帰住先のない人は、更生保護施設に帰住できるように手続をすることができるので職員に申し出ること。

(5) 身元引受人を変更する場合又は身元引受人の住所に変更があつた場合には、速やかに職員に申し出ること。

(6) 改善更生の意欲が特に高いと認められ、受刑態度が特に良好であり、かつ、一定の要件を満たす場合、外出・外泊を許可することがある。希望する場合は、審査を行うのでその旨を願箋に記載して申し出ること。

第4 制限の緩和

1 概要

制限の緩和とは、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができると思込まれる程度に応じて、所内での生活や行動に対する制限（起居動作の時間帯、施設内の職員の同行範囲等）を順次緩和し、自主的な行動の場面を拡大しようとする制度である。

制限区分は、第1種から第4種までの4段階があり、第4種、第3種、第2種、第1種と上位の制限区分になるにつれて次第に制限が緩和される。制限区分

ごとの制限内容は、以下のとおりである。

制限区分表

	第1種	第2種	第3種	第4種
居室	準開放的居室	一般居室	一般居室	一般居室
矯正処遇等の実施場所	主として 工場、教室等	主として 工場、教室等	主として 工場、教室等	主として 工場、教室等
外部通勤	個別審査	個別審査	不可能	不可能
外出又は外泊	個別審査	不可能	不可能	不可能
電話	個別審査	個別審査	不可能	不可能
自己契約作業	原則許可	個別審査	不可能	不可能
起居動作の時間帯	就寝時刻を 午後11時まで 延長可	原則どおり	原則どおり	原則どおり
衣体検査	特に必要な 場合のみ	原則どおり	原則どおり	原則どおり
面会場所	原則として 特別面会室	原則として 親族との面会 は特別面会室 (2年以上 無事故者に限 る。)	一般面会室	一般面会室

制限の緩和の対象者は、後に述べる刑執行開始時の指導が終了している者

であり、他施設に移送される予定のある人や刑執行開始時の指導が終了して

いない人には、原則として制限区分は指定されず、その場合には、第4種に準

じた処遇を行う。

2 評価時期

おおむね6か月ごとに改善更生や社会復帰の見込みについて定期評価を実施する。必要に応じて臨時の評価も行う。

3 告知及び表示

制限区分を指定し、又は変更する場合には告知を行う。

第5 優遇措置

1 概要

優遇措置とは、受刑者に改善更生の意欲を喚起させるため、一定期間（以下「評価期間」という。）ごとの受刑者の生活態度の評価に応じて優遇区分を指定し、指定された区分ごとに信書の発信の申請の通数、面会の回数、自弁物品の使用又は摂取等について優遇措置を講じる制度である。

2 優遇区分ごとの優遇措置

優遇区分は、第1類から第5類までの5段階があり、第5類、第4類、第3類、第2類、第1類と上位になるにつれて次第に優遇の内容や量が増すことになる。

優遇区分ごとの優遇措置の内容は、別に示す表のとおりである。

3 優遇区分の指定等

優遇区分は、評価期間中の賞罰の有無、日常生活における態度、作業、改善指導及び教科指導といった矯正処遇に取り組む姿勢などの受刑態度を

総合的に評価して決定する。受刑態度を評価する期間は、毎年4月から9月まで

と10月から翌年3月までの6か月のみとし、その6か月間の受刑態度により、

次の6か月間に講じられる優遇措置の優遇区分が決まる。

なお、褒賞又は懲罰を受けた場合には、優遇区分が臨時に変更される場合がある。

評価期間の途中で刑の執行を開始し（4月2日～9月1日、10月2日～3月

1日）、刑の執行を開始した日から起算して6か月を経過する日の属する月の翌

月の初日（4月2日に刑の執行を開始した場合は11月1日）まで継続して刑の

執行を受けているときには、その日（11月1日）に暫定的に優遇区分を指定す

る。暫定的な優遇区分は、懲罰の有無、60日を超える休養日数の有無等によ

り、第5類、第4類、第3類の中から指定される。

4 告知

優遇区分を指定し、又は変更する場合には告知する。

優遇措置表

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
室内 装飾品、 日常生活品 の貸与、又は 嗜好品の月 1回の支給	行う	(行わない)	(行わない)	(行わない)	(行わない)

じべん しょう 自弁の使用 を認める ぶつびん 物品	しん い しつない 寝衣, 室内 そうしよくひん 装飾品, サ ンダル, ごらくぶつびん 娯楽物品	しつない 室内 そうしよくひん 装飾品, サ ンダル	しつない 室内 そうしよくひん 装飾品, サ ンダル	(なし)	(なし)
しこうひん 嗜好品の じべん 自弁	まいつき かい 毎月2回	まいつき かい 毎月2回	まいつき かい 毎月1回	(なし)	(なし)
しょくりょうひん およ 食料品及 び飲料の じべん 自弁	まいつき かい 毎月1回	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
めんかい かいすう 面会の回数	つき かい 月7回	つき かい 月5回	つき かい 月3回	つき かい (月2回)	つき かい (月2回)
めんかいじかん 面会時間	つうじょう 通常の2 ばい えんちよう 倍に延長	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)
はっしん つうすう 発信の通数	つき つう 月10通	つき つう 月7通	つき つう 月5通	つき つう 月5通	つき つう (月4通)
しゅうかい 集会	まいつき かい 毎月2回	まいつき かい 毎月2回	まいつき かい 毎月1回	おこな (行わない)	おこな (行わない)

※1 括弧書きは、その事項については優遇措置を講じないことを意味する。

※2 第1類の室内装飾品等の貸与等は、月ごとに内容が異なることがある。

※3 第1類の食料品及び飲料の自弁購入については、第1類の受刑者の

集会（あらかじめ指定した集会に限る。）を実施する際の昼食の自弁に

限る。

第6 作業

1 作業の心得

(1) 懲役受刑者及び労役場留置者は、法律上指定された作業を行う義務

があるので、作業を怠けたり、拒否したりしないこと。

- (2) 禁錮受刑者又は拘留受刑者が申出により作業を行うことを許可されたときは、勝手に途中でやめたり、怠けたりしないこと。
- (3) 作業の種類及び工場は指定する。指定された作業にまじめに取り組むこと。
- (4) 作業は職員に指示された方法で行い、それ以外の方法で行ったり、自分勝手に物を作らないこと。
- (5) 材料、製品、器具等を勝手に貸し借りしたり、壊したり、捨てたりしないこと。
- (6) 作業用の材料や消耗品を無駄に使わないこと。
- (7) 機械器具は丁寧に扱うこと。
- (8) 劇毒物、アルコール及びシンナー類は、職員から指示されたとおりに取り扱い、紛失することのないように注意すること。
- (9) 作業指導員や業者などの部外者と職員の許可なく話をしないこと。

2 作業安全衛生

- 作業に当たっては、「安全第一」を常に念頭に置き、定められた「就業者作業安全衛生心得」や職員の指示を守り、作業に慣れても決して油断をせず、作業中に負傷することのないように十分注意すること。

3 作業の種類

当所における作業の種類はおおむね次のとおりである。

(1) 生産作業

紙製品加工品製造など主として居室内で行う作業

(2) 自営作業

洗濯係，内掃係，図書係，計算係等の経理作業，大工，左官等の営繕

作業

4 作業等工

(1) 作業等工は，後で説明する作業報奨金を計算するときの基礎になるもので，

10等工から1等工までの10段階に分けられる。

(2) 作業等工は，通常，10等工から始まり，別に示す表による昇等の基準

により，作業の種類及び内容，作業を行っている期間，当該作業に要す

る知識・技能の程度，作業成績，就業態度を評価の上，順次上位に昇等す

る。ただし，技能，作業成績，就業態度によっては，昇等に要する期間を

短縮することがある。

(3) 作業は内容によって次のように区分され，原則としてそれぞれ昇等できる

等工に限度が設けられている。

ア A作業 1等工まで

① 外部通勤作業

② 営繕工場における作業

③ 上記以外の生産作業又は自営作業（機械作業，衛生係，運搬係，
看護係，理髪係等の作業）

イ B作業 3等工まで

A及びC作業以外の作業

ウ C作業 5等工まで

居室室内における作業

(4) 作業成績が不良であると認めるときは，降等することがある。

(5) 他の作業に変更されたときは，原則として10等工となるが，従前の

知識・技能等を審査するなどして相当の等工に編入することもある。

5 作業報奨金

(1) 作業報奨金とは，作業を行った受刑者に対して，改善更生の一助とするため釈放の際に支給する金銭である。

(2) 作業報奨金は，作業の種類，内容，作業に要する知識及び技能の程度等を考慮して計算する。

(3) 作業報奨金は，改善更生の一助とするため，釈放されるときに支給され

るのが原則であるが、その使用の目的が所内生活に必要な自弁物品等の購入、

親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当など相当なものであ

ると認められる場合には、願箋による申出に基づき、在所中であっても相当

額の送金や使用が許されることがある。

- (4) 作業報奨金については、毎月10日までに、前月分の計算額が告知される。

6 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として、矯正指導の時間と合算して1日8時間となって

いるが、事情によって延長又は短縮されることがある。

- (2) 作業を行わない日は、次のとおりであるが、居室棟の衛生係や介助係に

作業指定されている人は、この日に作業を行うことがある。

ア 日曜日

イ 土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（エに規定する場合を除く。）

エ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

オ 夏季お盆休み（8月13日から15日までを基準日とした連続した

みつかかん
3日間）

カ 矯正指導日（月2回）

7 服喪

はいぐうしゃまた にしんとうない けつぞく しぼう
配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、作業を行わずに冥福を祈

りたいと希望するときは、願箋により申し出ること。死亡したことを知った日か
らの7日以内の日が服喪の日と指定される。

8 手当金

(1) さぎょうじょうふしょう また しつべい なお ばあい しんたい しょうがい のこ
作業上負傷し又は疾病にかかり、治った場合において、身体に障害が残つ
たときは、その程度に応じて障害手当金が支給され、万一死亡したときは、
いぞくとう たい しぼうてあてきん しきゅう
遺族等に対して死亡手当金が支給される。

(2) さぎょうじょうふしょう また しつべい しゃくほう とき なお ばあい
作業上負傷し又は疾病にかかり、釈放の時になお治っていない場合にお
いて、その傷病の性質、程度その他の事情を考慮して相当と認められると
きは、しゃくほうじ とくべつてあてきん しきゅう
釈放時に特別手当金が支給される。

9 職業訓練

とうしょいがい けいじしせつ しゅつしよご しゅうしよく ひつよう ちしき ぎのう
当所以外の刑事施設において、出所後の就職に必要な知識・技能を

しゅうとく もくてき しよくぎょうくんれん かいせつ
習得することを目的として職業訓練を開設しています。

しよくぎょうくんれん きぼう う きぼうしゃ ぼしゅう
職業訓練は希望により受けることができますので、希望者は募集があつ

たときに職員に申し出てください。

くんれんせい げんそく じょうけん そな ひと なか せんてい しよくぎょう
訓練生は原則として条件を備えた人の中から選定されます。職業

くんれん じゅこう みと ぼしゅう けいじしせつ いそう じゅこう
訓練の受講が認めれるとその募集した刑事施設へ移送されて受講すること
になります。

しょぐうちょうさちゅう いそうまえ じゅけいしゃ じゅこう
なお、処遇調査中、移送前の受刑者は受講することができません。

だい かくしゅしどうとう 第7 各種指導等

1 けいしつこうかいしじ しどう 刑執行開始時の指導

とうしょ じえいさぎょう さぎょうしてい ひと たい げんそく さきの しょぐうちょう
当所の自営作業に作業指定された人に対しては、原則として、先に述べた処遇

ちょうさしゅうりょうご しゅうかん じゅけい いぎ しせつない ききょうどうさ
調査終了後、おおむね2週間にわたり、受刑の意義、施設内での起居動作の

ほうほう せいかつじょう ころえとう とうしょ しょくいんまた がいぶこうし しどう
方法、生活上の心得等について当所の職員又は外部講師が指導する。この指導

はその後の受刑生活を円滑かつ適切に送るために必要な事項を内容とするもの

であるから真剣に受講し、自己の立場を再認識するとともに、以後の在り方に

ついて十分に考える機会とすること。これは、作業と同じく義務として課さ

れるものであり、指導を拒むことはできず、正当な理由なく拒否した場合には

じゅんしゅじこういはん がいとう ちょうばつ か ばあい
遵守事項違反に該当し、懲罰を科される場合もある。

2 しゃくほうまえ しどう 釈放前の指導

しゃくほうまえ しどう かりしゃくほうまえきょういく まんきしゃくほうまえきょういく かりしゃくほう
釈放前の指導として、仮釈放前教育と満期釈放前教育があり、仮釈放の

ひと しゅうかん まんきしゃくほう ひと かかん しゃくほうじゅんび
人はおおむね2週間、満期釈放の人はおおむね3日間にわたり、釈放準備の

しどう とうしょ しょくいんまた がいぶこうし おこな しんけん じゅこう えんかつ しゃかい
ための指導を当所の職員又は外部講師が行うので、真剣に受講し、円滑な社会

生活を^{せいかつ}送る^{おく}上^{うえ}での^{さんこう}参考^{さんこう}に^{さぎょう}する^{おな}こと^{ぎむ}。これは、^か作業^{さぎょう}と同じく^{おな}義務^{ぎむ}として^か課^かされる^かもの
であり、^う受ける^うように^{しじ}指示^{しじ}された^{ばあい}場合^{ばあい}には、^{こぼ}拒む^{こぼ}ことは^{せいとう}できず、^{りゆう}正当^{りゆう}な^{きよひ}理由^{きよひ}なく^{きよひ}拒否^{きよひ}
した^{ばあい}場合^{ばあい}には^{じゅんしゅじこういはん}遵守^{がいとう}事項^{ちようばつ}違反^かに^{ばあい}該当^{ばあい}し、^{ばあい}懲罰^{ばあい}を^{ばあい}科^{ばあい}される^{ばあい}場合^{ばあい}もある。

3 改善指導

- (1) ^{はんざい}犯罪^{せきにな}の^{じかく}責任^{けんこう}を^{しんしん}自覚^{つちか}し、^{しゃかいせいかつ}健康^{てきおう}な^{ひつ}心身^{ひつ}を^{ひつ}培^{ひつ}い、^{ひつ}社会^{ひつ}生活^{ひつ}に^{ひつ}適応^{ひつ}する^{ひつ}ために^{ひつ}必^{ひつ}要^{ひつ}な^{ひつ}知識^{ひつ}や^{ひつ}生活^{ひつ}態度^{ひつ}を^{ひつ}習^{ひつ}得^{ひつ}する^{ひつ}こと^{ひつ}を^{ひつ}目的^{ひつ}とした^{ひつ}改善^{ひつ}指導^{ひつ}が^{ひつ}実施^{ひつ}される。これは、
^{さぎょう}作業^{おな}と同じく^{ぎむ}義務^かとして^か課^かされる^かものであり、^{しどう}指導^{こぼ}を^{せいとう}拒む^{せいとう}ことは^{せいとう}できず、^{せいとう}正当^{せいとう}な^{せいとう}理由^{せいとう}なく^{せいとう}拒否^{せいとう}した^{せいとう}場合^{せいとう}には^{じゅんしゅじこういはん}遵守^{がいとう}事項^{ちようばつ}違反^かに^{ばあい}該当^{ばあい}し、^{ばあい}懲罰^{ばあい}を^{ばあい}科^{ばあい}される^{ばあい}場合^{ばあい}もある。
^{かいぜんしどう}改善^{しゅるい}指導^{しゅるい}の種類^{しゅるい}には、^{いっばんかいぜんしどう}一般^{とくべつかいぜんしどう}改善^{とくべつかいぜんしどう}指導^{とくべつかいぜんしどう}と^{とくべつかいぜんしどう}特別^{とくべつかいぜんしどう}改善^{とくべつかいぜんしどう}指導^{とくべつかいぜんしどう}がある。

(2) 一般改善指導

^{いっばんかいぜんしどう}一般^{いっばんかいぜんしどう}改善^{いっばんかいぜんしどう}指導^{いっばんかいぜんしどう}は、^{けいしつこうかいし}刑^{じしどう}執行^{しゅりよう}開始^{じゅけいしやすべ}時^{たいしよう}指導^{たいしよう}を^{たいしよう}終^{たいしよう}了^{たいしよう}した^{たいしよう}受^{たいしよう}刑^{たいしよう}者^{たいしよう}全^{たいしよう}て^{たいしよう}を^{たいしよう}対^{たいしよう}象^{たいしよう}として^{たいしよう}
^{じっし}実施^{しどう}する。この^{しどう}指導^{しどう}は、^{ひがいしや}被害^{かんじょうとう}者^{りかい}の^{りかい}感^{きそくただ}情^{せいかつしゅうかん}等^{せいかつしゅうかん}を^{せいかつしゅうかん}理解^{せいかつしゅうかん}すること、^{せいかつしゅうかん}規則^{せいかつしゅうかん}正^{せいかつしゅうかん}しい^{せいかつしゅうかん}生活^{せいかつしゅうかん}習^{せいかつしゅうかん}慣^{せいかつしゅうかん}・
^{けんぜん}健全^{かんが}な^{かた}考^{かた}え^み方^つを^つ身^つに^つ付^つける^つこと、^{せいかつせつけい}きちん^たとした^た生活^た設^た計^たを^た立^たてる^たこと^たが^たでき^たる^たよ
^うう^うなる^うこと^うを^う目^う標^うとして^う行^うわれ、^{おこな}内容^{ないよう}は、^{どくしょ}読^{きょうようばんぐみ}書^{しちょう}、^{かくしゅこうわ}教^{かくしゅこうわ}養^{かくしゅこうわ}番^{かくしゅこうわ}組^{かくしゅこうわ}の^{かくしゅこうわ}視^{かくしゅこうわ}聴^{かくしゅこうわ}、^{かくしゅこうわ}各^{かくしゅこうわ}種^{かくしゅこうわ}講^{かくしゅこうわ}話^{かくしゅこうわ}
^{じゅこう}の^{じゅこう}受^{じゅこう}講^{じゅこう}な^{じゅこう}ど^{じゅこう}がある。

(3) 特別改善指導

^{はんざい}犯罪^{ないよう}の内容^{やくぶつとう}、^{いぞん}薬^{うむとう}物^{こうりよ}等^{こうりよ}へ^{かいぜんこうせいおよ}の^{えんかつ}依^{しゃかい}存^{しゃかい}の^{しゃかい}有^{しゃかい}無^{しゃかい}等^{しゃかい}を^{しゃかい}考^{しゃかい}慮^{しゃかい}して、^{かいぜんこうせいおよ}改^{えんかつ}善^{しゃかい}更^{しゃかい}生^{しゃかい}及^{しゃかい}び^{しゃかい}円^{しゃかい}滑^{しゃかい}な^{しゃかい}社会^{しゃかい}
^{ふつき}復^{とく}帰^{ひつよう}の^{みと}た^{みと}めに^{みと}特^{みと}に^{みと}必^{みと}要^{みと}と^{みと}認^{みと}め^{みと}ら^{みと}れる^{みと}受^{じゅけいしや}刑^{たいしよう}者^{たいしよう}を^{じっし}対^{じっし}象^{じっし}として^{じっし}実^{じっし}施^{じっし}する。当^{どうしよ}所^{どうしよ}におい
^{つぎ}ては、^{しゅるい}次^{しどう}の^{じっし}種^{じっし}類^{じっし}の^{じっし}指^{じっし}導^{じっし}を^{じっし}実^{じっし}施^{じっし}する。

ア ^{やくぶついぞんりだつしどう}薬^{やくぶついぞんりだつしどう}物^{やくぶついぞんりだつしどう}依^{やくぶついぞんりだつしどう}存^{やくぶついぞんりだつしどう}離^{やくぶついぞんりだつしどう}脱^{やくぶついぞんりだつしどう}指^{やくぶついぞんりだつしどう}導^{やくぶついぞんりだつしどう}

イ ^{せいはんざいさいはんぼうししどう}性^{せいはんざいさいはんぼうししどう}犯^{せいはんざいさいはんぼうししどう}罪^{せいはんざいさいはんぼうししどう}再^{せいはんざいさいはんぼうししどう}犯^{せいはんざいさいはんぼうししどう}防^{せいはんざいさいはんぼうししどう}止^{せいはんざいさいはんぼうししどう}指^{せいはんざいさいはんぼうししどう}導^{せいはんざいさいはんぼうししどう}

ウ ^{ひがいしや}被^{してん}害^と者^いの^{きょういく}視^{きょういく}点^{きょういく}を^{きょういく}取^{きょういく}り^{きょういく}入^{きょういく}れ^{きょういく}た^{きょういく}教^{きょういく}育^{きょういく}

エ 交通安全指導

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

刑を言い渡される理由となった犯罪により被害を受けた方がいる場合、その被害者の方等から申出があれば、職員が、被害に関する心情や被害を受けられた方の置かれている状況、その他あなたの所内での生活や行動に関する意見を伺う制度があります。また、被害者の方等の希望があれば、その内容をあなたに伝達します。さらに、被害者の方等が希望すれば、あなたが、被害者の方等の心情等を伝達された際、伝達された心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと、被害者の方等に伝えることを希望して述べたことについて、被害者の方等に通知することもあります。また、被害者の方等が、この制度の利用を申し出ているかどうかについては、質問されても答えることはできません。

4 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠いていることが改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる場合、国語、算数等の教科指導が実施される。これは、義務として課されるものであり、指導を拒むことはできず、正当な理由なく拒否した場合には遵守事項違反に該当し、懲罰を科される場合もある。

また、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる場合には、その学力に応じた教科指導を行うことがある。

5 通信教育

(1) 知識、技能の向上、資格の取得や学科の勉強を希望する人は通信教育を受けることができる。

(2) 通信教育には、公費と私費の別がある。受講のための条件があるので、

希望する人は職員に申し出ること。

- (3) 受講する人は、定められた条件を守って勉強すること。ただし、懲罰を受けたときは、受講が中止又は停止されることがある。

6 集会

集会は、優遇措置としての集会と誕生日を祝う集会がある。

7 その他の教育

所内生活に潤いを持たせるため、講演、音楽、映画、運動会等の教育行事が

行われる。一般改善指導として実施される行事には原則として出席しなければならない。

なお、出席した際には外来者などに礼を失する言動を慎むこと。

8 宗教教誨

亡くなった家族や被害者のための読経をしてもらいたいとき、又は特に

宗教上の教えを受けたいときは、所定の手続きを経て、民間の宗教家（大阪

拘置所教誨師会に所属する宗教家）による宗教教誨を受けることができる。

また、数珠やロザリオを居室内で所持したい事情がある人は、所定の手続きを経て、

所持が認められる場合がある。

9 身上相談

- (1) 生活指導

かぞく しゅっしょご せいかつ しょくぎょうとうしゅうようせいかつちゅう しゅじゅ しんぱいごと もんだい
家族のこと、出所後の生活、職業等収容生活中に種々の心配事や問題が

しょう ひとり なや しょくいん そうだん しどう う
生じたときには、一人で悩むことなく職員に相談し指導を受けること。

そうだん ないようとう がんせん もう で もと ばあい
なお、相談の内容等によっては願箋で申し出るように求める場合があるの

ばあい しょくいん しどう したが
で、その場合には職員の指導に従うこと。

(2) とくしめんせついいん しどう
篤志面接委員による指導

とくしめんせついいん しゃかいふくし こうせいほ ご きょういく ぶんげいとうしゅじゅ ぶんや せんもんか
篤志面接委員には社会福祉、更生保護、教育、文芸等種々の分野の専門家

かたがた じよげん しどう きぼう ひと しょくいん もう で
である方がおられるので、その助言と指導を希望する人は職員に申し出る
こと。

10 しょせきとう
書籍等

- (1) しせつ そな つ しょせき い か そなえつけしょせき また しぶつ しょせき い か
施設に備え付けた書籍（以下「備付書籍」という。）又は私物の書籍（以下
「しほん」という。）等

ア そなえつけしょせき えつらん きぼう ひと しゅうかん かいしよてい ひ きつくない
備付書籍の閲覧を希望する人には、2週間に1回所定の日に2冊以内

ほん たいよ としょもくろくとう せんたく わね ねが で
で本を貸与するので、図書目録等により選択し、その旨を願い出ること。

イ じてん きょうてん がくしゅうようとしょとう ぜんこう さつすう ひつよう みと
辞典、経典、学習用図書等は、前項の冊数のほかに必要と認められた
ばあいたいよ う
場合貸与を受けることができる。

そうしょ かぎ きぼう しょせきとう かなら たいよ かぎ
なお、蔵書に限りがあるので、希望した書籍等が必ず貸与されるとは限
らない。

ウ しほん まいしゅう かいしよてい ひ りょうちぎんまた さぎょうほうしょうきん かい さつ
私本は、毎週1回所定の日に、領置金又は作業報奨金で1回につき5冊

い^{ない} 購^{こう}入^{にゅう}の申^{しん}請^{せい}を^をす^るこ^とが^がで^きる。また、差^さ入^いれ^の場^ば合^あひ、送^{そう}付^ふも窓^{まど}口^{ぐち}
も1回^{かい}につ^きき3冊^{さつ}以^い内^{ない}と^とな^る。

エ 私^し本^{ほん}は、そ^の内^{ない}容^{よう}を^を審^{しん}査^さし、次^{つぎ}の事^じ項^{こう}に^が該^{がい}当^{とう}す^ると^とき^は、閲^{えつ}覧^{らん}に^あた^つつ
てそ^の一^{いち}部^ぶを^を抹^ま消^{しょう}若^もしくは^は削^{さく}除^{じょ}し、又^{また}は^は閲^{えつ}覧^{らん}を^を禁^{きん}止^しさ^るこ^とが^があ^る。

(ア) 当^{とう}所^{しょ}の規^き律^{りつ}及^おび^び秩^{ちつ}序^{じょ}を^を害^{がい}す^る結^{けつ}果^かを^を生^{しょう}ず^るお^おそ^それ^れが^があ^ある^ると^とき^は。

(イ) 矯^{きょう}正^{せい}処^{しよ}遇^{ぐう}の^の適^{てき}切^{せつ}な^な実^{じつ}施^しに^に支^し障^{じょう}を^を生^{しょう}ず^るお^おそ^それ^れが^があ^ある^ると^とき^は。

オ 前^{ぜん}項^{こう}の^のほ^ほか、当^{とう}該^{がい}私^し本^{ほん}に^に通^{つう}信^{しん}文^{ぶん}又^{また}は^は削^{さく}除^{じょ}し^し難^{がた}い^い書^かき^こ込^こみ^みが^があ^あり、あ^ある^るい
は^は故^こ意^いに^に工^{こう}作^{さく}を^を加^{くわ}え^えた^たも^もの^のが^があ^ある^ると^とき^は、そ^の部^ぶ分^{ぶん}を^を抹^ま消^{しょう}若^もしくは^は削^{さく}除^{じょ}し、
又^{また}は^は閲^{えつ}覧^{らん}を^を禁^{きん}止^しさ^るこ^とが^があ^ある^る。

カ 雑^{ざつ}誌^しは^は特^{とく}別^{べつ}に^に許^{きょ}可^かを^を受^うけ^た場^ば合^あひ^は、閲^{えつ}覧^{らん}後^ごの^の領^{りょう}置^ち、交^{こう}付^ふ (宅^{たく}下^さげ)
及^おび^び切^きり^ぬき^{しよ}持^じは^は認^めら^れな^いい。所^{しよ}持^じ期^き間^{かん}は^は設^{もう}け^ない^が、閲^{えつ}覧^{らん}後^ごは^は廃^{はい}棄^き
の^の手^て続^{つづ}き^きを^をす^るこ^と。

(2) 新聞紙

ア 時^じ事^じに^に関^{かん}する^る事^じ項^{こう}を^を総^{そう}合^{ごう}して^て報^{ほう}道^{どう}する^る日^{にっ}刊^{かん}通^{つう}常^{じょう}新^{しん}聞^{ぶん}紙^し及^おび^びそ^それ^れ以^い外^{がい}の^の
日^{にっ}刊^{かん}特^{とく}別^{べつ}新^{しん}聞^{ぶん}紙^しに^につ^つい^いて^ては、そ^それ^れぞ^ぞれ^れ当^{とう}所^{しょ}で^で指^し定^{てい}した^た2紙^し以^い上^{じょう}の^のう^うち^ち1紙^し
を^を購^{こう}入^{にゅう}で^でき^きる^るが、差^さ入^いれ^のは^は認^めら^れな^いい。また、原^{げん}則^{そく}と^として^て閲^{えつ}覧^{らん}後^ごの^の領^{りょう}置^ち
及^おび^び交^{こう}付^ふ (宅^{たく}下^さげ)、切^きり^ぬき^{しよ}持^じは^は認^めら^れな^いい^いので、次^{つぎ}の^の新^{しん}聞^{ぶん}が^が交^{こう}付^ふさ

れる際、交換で提出する方法により廃棄すること。

イ 時事に関する事項を総合して報道する日刊通常新聞紙を購入していない者には、当所で備え付けたものを回覧する。

ウ 日刊新聞紙も、その内容を審査し、次の事項に該当するときは、閲覧に当たってその一部を抹消することがある。

(ア) 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(イ) 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(3) 翻訳費用の負担

自弁書籍等の一部又は全部が外国語で記載されている場合、翻訳費用の負担を命ずることがあり、翻訳費用を負担しないときは、原則として閲覧を禁止する。

(4) 書籍等の取扱い

ア 備付書籍及び当所で備え付けた新聞紙は皆で使うものであるので、破ったり汚したり書き込みをしたりしないよう大切に取り扱いすること。

イ 備付書籍及び私本ともに、許可なく他の人と貸し借りをしたり、閲覧票を剥がしたり、書き換えたりしないこと。

11 ノートの使用

- (1) ノートは、^{がくしゅうよう}学習用（^{かいぜんしどう}改善指導、^{きょうかしどう}教科指導、^{たきょういくてきかつどう}その他教育的活動に使用するもの）、^{ざっきようおよ}雑記用及び^{たとくべつきよか}その他特別許可の^{しゅるい}3種類について、^{さだ}定められた^{きかくおよ}規格及び^{さつすう}冊数の^{はんい}範囲内で^{しよう}使用を^{きよか}許可する。
- (2) ノートの使用に当たっては、^{しよう}別に^あ定める^{べつ}使用心得に^{さだ}従^{しよう}うこと^{したが}。
- (3) ^{ほかんしぶつ}保管私物として^{しよじ}所持している^{みしよう}未使用のノートを使用する場合は、^{しよう}所定の^{ばあい}使用願^{しよてい}を提出すること。
- (4) ^{しようず}使用済みのノートは、^{りょうち}領置は^{みと}認められないので、^{げんそく}原則として、^{ほかんしぶつ}保管私物の^{はんい}範囲内において、^{きよしつない}居室内で^{しよじ}所持するか、^{また}又は^{はいき}廃棄すること。
- (5) ^{しようず}使用済みのノートは、^{とく}特に^{ひつよう}必要と^{みと}認められる場合に^{ばあい}限^{かぎ}って^{ほか}他の^{もの}者への^{こうふ}交付^{たくさ}（宅下げ）を^{みと}認める。この場合には、^{ばあい}発信の^{はつしん}申請に^{しんせい}準^{じゆん}じて^と取り扱^{あつか}うことがある。
- (6) ノートは、^{ていきまた}定期又は^{ひつよう}必要と^{みと}認めたときに^{けんさ}検査される。

12 ^{しゃしん}写真の^{しよじ}所持

^{きょうせいしよぐう}矯正処遇の^{てきせつ}適切な^{じっし}実施の^{さまた}妨げにならないものや、^{しせつ}施設の^{きりつおよ}規律及び^{ちつじよ}秩序の^{いじ}維持に^{ししよ}支障が生^{しよ}じないものは^{きよしつない}居室内で^{しよじ}所持することができる。

だい 第8 ^{きゆうよう}給養

1 ^{しょくじ}食事

- (1) 食事は、全て給与され、原則として自弁は認められない。
- (2) 主食は、原則として米麦食又はパンで、分量は労働の程度等によって定められている。
- (3) 副食には分量の違いはなく、原則として同じものが給与される。
- (4) 体の具合が悪く食事がとれないときは、職員に申し出ること。
- (5) 食物性アレルギーの経験のある者は、あらかじめアレルギー反応を起す食物及び症状等を職員に申し出ること。

2 衣類・寝具

- (1) 衣類・寝具は、別表のとおり貸与する。
- (2) 洗濯は、品目により、定期的に洗濯工場又は居室棟内の洗濯場で行うので、洗濯実施日には、指定された品目及び点数を必ず提出すること。
- (3) 女性については、別に指示するところに従うこと。
- (4) タオル、ハンカチ類については、居室内で各自洗濯し、居室内の指定された場所に干すこと。

3 日用品

- (1) 所内生活に必要な日用品は、支給又は貸与するので大切に使うこと。

購入・差入れが許される物品の品目及び数量は別表「自弁できる物品表」

のとおりであるが、これらの物品を所持している場合、重複して官給品の

しきゅうまた たいよ
支給又は貸与はしない。

- (2) ぶつびん こうにゆう してい ひ う つ
物品の購入については、指定した日に受け付ける。
- (3) しょうす また はそん ぶつびん かって す しょくいん ていしゅつ
使用済み又は破損した物品は、勝手に捨てたりせず職員に提出すること。

だい しぶつ ほかん 第9 私物の保管

- 1 にゆうしよじ しょじ ぶつびん しゅうようちゅう さしい とう しゅとく ぶつびん
入所時に所持していた物品や収 容 中 に差入れ等により取得した物品で、
しよない しょう しょひ わた しぶつほかん また しぶつたな しゅうのう
所内で使用できるものは引き渡されるので、私物保管バッグ又は私物棚に収 納
して、じこかんり
して、自己管理すること。
- 2 ほかんげんどりょう しぶつほかん こおよ しぶつたな ほかん りょう
保管限度量は、私物保管バッグ1個及び私物棚に保管できる量とする。
- 3 しぶつたな ほかんげんどりょう しぶつたなかべがわ じょうたん たか
私物棚の保管限度量は、私物棚壁側の上端から高さがおおむね10センチメ
ートル以内とする。
- 4 しぶつほかん かぎ たいよ
私物保管バッグの鍵を貸与する。
- 5 ほかんしぶつ そうりょう ほかんげんどりょう こ ちょうかりょう そうとう りょう ぶつびん
保管私物の総量が保管限度量を超えるときは、超過量に相当する量の物品
について、しんぞく たそうとう みと もの こうふ たくさ また はいき もと そうとう
の期間内にこれをしないとときは、ちょうかりょう そうとう りょう ばいきゃく だいきん
領置し、ばいきゃく できないものははいき
領置し、売却できないものは廃棄されることがある。
- 6 きゅうたいよひん たいよ う しぶつほかん また しぶつたな しゅうのう
給貸与品については、貸与を受けた私物保管バッグ又は私物棚に収 納する
こととなるが、ぶんほかんげんどりょう そうか
その分保管限度量が増加するという事ではない。

7 入所時に所持していた物品及び収容中に取得した物品が次の各号のいずれかに該当するときは、親族その他相当と認める者への交付（宅下げ）又は廃棄を求め、相当の期間内にこれをしないときは、その物品を売却してその代金を領置し、売却できないものは廃棄されることがある。

- (1) 保管に不便なものであるとき。
- (2) 腐敗し、又は滅失（例 電池のようになくなっていくもの）するおそれがあるものであるとき。
- (3) 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

だい 第10 領置

- 1 入所時に所持していた金品及び収容中に差入れ等により取得した金品のうち、現金及び所内で使用できない物品は領置する。
- 2 領置限度量は、容積約100リットルの領置箱2箱とする。
- 3 領置総量が領置限度量を超えるときは、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付（宅下げ）又は廃棄を求め、相当の期間内にこれをしないときは、超過量に相当する量を売却してその代金を領置し、売却できないものは廃棄されることがある。

だい 第11 さいし 差入れ

1 じゅけいしゃ こうふ どうがいじゅけいしゃいがい もの どうしょ じさん また そうふ
受刑者に交付するため当該受刑者以外の者が当所に持参し、又は送付した

げんきんおよ ぶつびん い か さいしれきんびん つぎ かくごう がいどう
現金及び物品（以下「差入金品」という。）が次の各号のいずれかに該当する

ときは、そのさいしれきんびん じさん また そうふ もの い か さいしれにん
ときは、その差入金品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）

たい ひきと もと
に対し、その引取りを求めることとなる。

(1) こうふ どうしょ きりつおよ ちつじょ がい
交付することにより、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるものであ
るとき。

(2) さいしれにん しんぞくいがい もの ばあい こうふ
差入人が親族以外の者である場合において、交付することにより、その

きょうせいしよぐう てきせつ じっし ししよ しょう
矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。

(3) さいしれにん しめい あき
差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

(4) じべん しょう も せっしゅ ぶつびんまた
自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は

しゃくほう さい ひつよう みと ぶつびんいがい ぶつびん
釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。

(5) ほかん ふべん
保管に不便なものであるとき。

(6) ふはい また めっしつ
腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

(7) きけん しょう
危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 じょうき がいどう さいしれきんびん さいしれにん
上記1の(1)から(3)までのいずれかに該当する差入金品について、差入人の

しよざい あき ひきと もと どうしょ むね
所在が明らかでないため、引取りを求めることができないときは、当所がその旨

こうこく
を公告する。

- 3 上記^{じょうき}2の差入物^{さしいれぶつ}について、上記^{じょうき}1に引取り^{ひきと}を求め、^{もと} また上記^{じょうき}2により公告^{こうこく}した日から起算^ひして6月^{きさん}を経過^{げつ}する日^{けいか}までに差入人^ひがその差入金品^{さしいれにん}の引取り^{さしいれきんびん}をしないときは、その差入金品^{さしいれきんびん}は、国庫^{こっこ}に帰属^{きぞく}する。
- 4 上記^{じょうき}2により公告^{こうこく}する物品^{ぶつびん}であって、上記^{じょうき}1の(5)から(7)に該当^{がいとう}するものについては、上記^{じょうき}3に記載^{きさい}した期間^{きかんない}内^{ない}でも、これを売却^{ばいきやく}してその代金^{だいきん}を保管^{ほかん}し、売却^{ばいきやく}できないものは廃棄^{はいき}されることがある。
- 5 上記^{じょうき}1の(4)から(7)に該当^{がいとう}する差入金品^{さしいれきんびん}（上記^{じょうき}1の(1)から(3)までのいずれかに該当^{がいとう}するものを除^{のぞ}く。）について、差入人^{さしいれにん}の所在^{しよざい}が明らか^{あきら}でないため引取り^{ひきと}を求め^{もと}ることができないとき、若^もしくはその引取り^{ひきと}を求め^{もと}ることが相当^{そうとう}でないとき、又は差入人^{また}がその引取り^{さしいれにん}を拒^{ひきと}んだときは、親族^{しんぞく}その他相当^{たそうとう}と認^{みと}める者^{もの}への交付^{かうふ}（宅下^{たくさ}げ）又は廃棄^{また}を求め^{はいき}ることとなる。
- 6 上記^{じょうき}5により交付^{かうふ}（宅下^{たくさ}げ）又は廃棄^{また}を求め^{はいき}た場合^{もと}において、相当^{ばあい}の期間^{そうとう}内^{きかんない}にこれをしないときは、その物品^{ぶつびん}を売却^{ばいきやく}してその代金^{だいきん}を領置^{りょうち}し、売却^{ばいきやく}することができないものは廃棄^{はいき}されることがある。
- 7 上記^{じょうき}1の(1)から(7)までのいずれにも該当^{がいとう}しない差入金品^{さしいれきんびん}について、その交付^{かうふ}を受け^うることを拒^{こぼ}んだ場合^{ばあい}には、差入人^{さしいれにん}に対し、その引取り^{たい}を求め^{ひきと}ることとなる。この場合^{ばあい}、引取り^{ひきと}を求め^{もと}た日から起算^ひして6月^{きさん}を経過^{げつ}する日^{けいか}までに差入人^ひが

その引取りをしないとき、又は差入人の所在が明らかでないため引取りを求め
ることができないときは、当所がその旨を公告し、公告した日から起算して6月
を経過する日までに差入人がその差入金品の引取りをしないときは、その差入
金品は、国庫に帰属する。

8 差入れができる日等については、次のとおりとする。

なお、差入人が差入れしようとする物品について、指定業者からの差入品に
限るものがある。

- (1) 日 開庁日
- (2) 時間帯 午前8時30分～午後零時、午後1時～午後4時
- (3) 種類 別表のとおり

第12 保健衛生・医療

1 保健衛生

(1) 集団生活の中では一人一人が集団衛生を心掛けるとともに、自分の健康
保持にも十分留意すること。

(2) 健康診断及びその実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影

等の医学的処置を拒否することはできないので、指示された場合は必ず受

けること。同じく、感染症予防のために必要と認めて行う各種の検査及び

よぼうせつしゅ う
予防接種は受けること。

(3) せいびょう けつかく ひふびょうとう かんせんせい びょうき ひと ただ しょくいん
性病，結核，皮膚病等の感染性の病気にかかっている人は，直ちに職員
もう で
に申し出ること。

(4) しょくじまえ ようべんご てあら かくじつ おこな
食事前，用便後の手洗いは確実に 行 うこと。

(5) たん，つばをみだりに は ち
たん，つばをみだりに吐き散らさないこと。

2 うんどう 運動

(1) ひしゅうようしゃ にゅうよくび げんそく へいじつ だい だい すいようび
被収容者には，入浴日にかかわらず，原則として平日（第2・第4水曜日，

しゅつてい ひ ぎょうせいきかん きゅうじつおよ うてんとうこうてんじ のぞ まいにちうんどう きかい
出廷の日，行政機関の休日及び雨天等荒天時を除く。）毎日運動の機会が

あた めんかい しんさつとう しゅつしつ ばあい じっし
与えられるが，面会や診察等のために出室していた場合は，実施しないこ
ともある。

(2) きょしつがいうんどう つぎ じこう げんしゅ
居室外運動では，次の事項を厳守すること。

ア ハンカチ及びちり紙以外の物は持ち出さないこと。

イ ほか ひしゅうようしゃ おおごえ だんしょう ほうか
他の被収容者と大声で談笑したり，放歌したりしないこと。

ウ ほか ひしゅうようしゃ しんたい ふ
他の被収容者の身体に触れないこと。

エ はだか ふていさい かつこう
裸になったり，不体裁な格好をしないこと。

オ きけん うんどう
危険な運動をしないこと。

(3) いし しじ によって うんどう じかん ほうほう せいげん ひと しじ
医師の指示によって運動の時間や方法を制限されている人は，その指示を

まも
守ること。

(4) 運動終了後は運動用具を整頓し、用具が壊れたりしているときは、職員に申し出ること。

(5) 居室外運動を実施しない日は、居室内で体操する機会を設ける。室内体操の方法は、居室内に備え付ける。

3 入浴

(1) 入浴は、1週間に2回とする。

(2) 入浴時間は15分以内とする。

(3) 湯水は節約すること。

(4) 多数の人が気持ちよく入浴できるようにするため、浴槽に入る前に手足や局部をよく洗い、浴槽の中で身体を洗ったり、浴槽の中にタオルを入れないこと。

(5) 医師の指示で入浴を制限されている人は、その指示を守り、また、体の調子が悪く入浴できない人は、職員に申し出ること。

4 調髪

(1) 男性の調髪は、おおむね1月に1回行い、ひげそりは入浴の際に貸与する安全カミソリ又は居室において自弁の電池式カミソリで各自行うこと。

ただし、頭髪、まゆ毛、体毛を剃ってはならない。

(2) 女性の調髪は、おおむね3か月に1回行い、顔そりは月1回、貸与する

あんぜん また よ か じかん きよしつ じべん でんちしき かくじおこな
安全カミソリ又は余暇時間に居室において自弁の電池式カミソリで、各自行

うことができる。ただし、とうはつ げ たいもう そ
頭髪、まゆ毛、体毛を剃ってはならない。

(3) だんせい ちょうはつ かみがた げんけい が また まえごぶ が じゅけいしゃ
男性の調髪^の髪型は原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が

せんたく かみがた きん こ じゅけいしゃおよ こうりゅうじゅけいしゃなら いんめんせつ
選択する髪型とする。ただし、禁錮受刑者及び拘留受刑者並びに委員面接

しゅうりょうしゃおよ けいき しゅうりょうび げつまえ もの きぼう ちゅうはつ が
終了者及び刑期の終了日の3か月前の者は、希望により中髪刈りとする

ことができる。じよせい ちょうはつ かみがた してい じかんない じっしかのう
女性の調髪^の髪型は、あらかじめ指定した時間内で実施可能

で、かつ、かび せいそ しよじじょう きぼう
かつ、華美にわたることなく清楚なものとすが、諸事情により希望ど

おりにならない場合がある。

(4) ちょうはつ さい きぼう かみがた しょくいん もう で りはつかかり じゅけいしゃ かいわ
調髪の際は、希望する髪型を職員に申し出、理髪係の受刑者と会話しな

いこと。また、さだ かみがたいがい ちょうはつ きょうよう
また、定められた髪型以外の調髪を強要しないこと。

(5) およ かお ひげそり及び顔そりのときは、けがにちゅうい みだりに ひたい は ぎわ
ひげそり及び顔そりのときは、けがに注意し、みだりに額の生え際をそり

こみ なが
込み、まゆをそり落とし、もみあげを長くするなどしないこと。

(6) しゅつていとうどく ひつよう みと ぼあい わが で おこな
出廷等特に必要があると認める場合は、願い出によりひげそりを行わせ

ることがある。

5 つめき 爪切り

つめき しょう じかん ばしょ べつ しじ
爪切りを使用する時間、場所は別に指示する。

6 いりよう 医療

(1) しんさつ ちりょう う ひと してい しんさつうけつけび たんとうしょくいん
診察、治療を受けたい人は、あらかじめ指定された診察受付日に担当職員

もう で うけつけ す うえ ていき こうじょう きよしつ じゅんかい いむか しょくいん
に申し出て受付を済ませた上、定期的に工場、居室を巡回する医務課の職員

ねが で きゅうびょう すみ たんとうしょくいん もう で
に願い出ること。ただし、急病のときは速やかに担当職員に申し出ること。

- (2) しんさつ さい しょうじょう もう で きょぎ もうして
診察の際は、症状をおおげさに申し出たり、虚偽の申出をしないこと。

また、とうやく たいりょうじょう しょち きょうよう
投薬その他医療上の処置を強要しないこと。

- (3) しょうほう くすりとう しじ ふくようまた しょう しょうほう
処方された薬等は、指示されたとおりに服用又は使用すること。処方さ

れた薬等を他の被収容者とやり取りしたり、ためたりしないこと。

- (4) ぴりんきんじとう とくいたいしつ ひと いむか しょくいん もう で
ピリン禁忌等、特異体質の人は、あらかじめ医務課の職員に申し出ること。

- (5) しんさつ ま あいだ ほか ひしゅうようしゃ こうだんおよ あいずとう どうさ
診察を待っている間は、他の被収容者と交談及び合図等の動作をするこ

とは禁止されているので、しず じゅんばん ま
静かに順番を待つこと。

- (6) きゅうようちゅう いし しじ したが あんせい まも りょうよう せんねん
休養中は、医師の指示に従い、安静を守り、療養に専念すること。

- (7) やくひん じべん かき しめいい しんりょう ばあい のぞ きよか
薬品の自弁は、下記6の指名医による診療の場合を除き、許可されない。

- (8) いし ひつよう みと しんりょう きよひ じゅしん
医師が必要であると認めた診療は、拒否することができないので受診する
こと。

7 しめいい しんりょう 指名医による診療

とくべつ じじょう いるりょうじょう ひつようせい みと ばあい かぎ ほうれい もと
特別な事情があり、医療上の必要性が認められる場合に限り、法令に基づき、

とうしょない しゃかい しゅじいとう しんりょう う
当所内において、社会における主治医等の診療を受けることができる。この

しんりょう きぼう ばあい しょくいん もう で しめいい しんりょう
診療を希望する場合には、職員に申し出ること。ただし、指名医による診療

じゅしん ばあい ひつようせい しめいい らいしょ しんりょう じつし
を受診する場合は、必要性のほかに指名医が来所して診療を実施することを

りょうしょう した 承していること、ひよう ぜんがくじ こふたん 費用を全額自己負担とすること等のとう じょうけん 条件があるので、あらかじめしょうち 承知しておくこと。

8 特定健康診査（血液検査）

40さいじょう 40歳以上の受刑者で希望する人については、いし ひつよう 医師が必要であると認められた場合にはつぎ こうもく 次 の項目についてけんさ じっし 検査を実施する。

ちりよう ひつよう おな しゅるい けつえきけんさ う なお、治療の必要から同じ種類の血液検査を受けたことがある人や、ていきけんこう 定期健康診断等においておな しゅるい けつえきけんさ う 同じ種類の血液検査を受けた人については、いし けんさ ひつよう 医師が検査の必要がないと認められた場合にはほんとくていけんこうしんさ けつえきけんさ じっし 本特定健康診査の血液検査は実施しない。

(1) かんきのうけんさ 肝機能検査

(2) けつちゅうししつけんさ 血中脂質検査

(3) けつとうけんさ 血糖検査

(4) ふくい けんさ 腹囲の検査

9 乳がん検診

まいとし がつ たちげんざい ねんれい 毎年4月1日現在の年齢が40さいじょう じょせいじゅけいしや 40歳以上の女性受刑者で、かつ、2ねんじょうけいき 2年以上刑期を経過した人のうち、希望する人には、いし ひつよう 医師が必要であると認められた場合にはまんも グラフィー（にゅうぼう せんさつえい 乳房エックス線撮影）を用いたにゅう けんしん じっし 乳がん検診を実施する。ただし、じゅしんかんかく ねん ど 受診間隔は2年に1度であるから、とうしょまた いそうもとしせつ 当所又は移送元施設におけるじゅしんれき 受診歴により、

じゅしん みと ばあい
受診が認められない場合がある。

だい 第13 めんかい しんじょ でんわ つうしん 面会・信書・電話による通信

1 めんかい 面会

(1) めんかい がいらいしゃ どうじょ めんかい もうして ばあい げんそく つぎ もの
面会は、外来者が当所で面会の申出をした場合において、原則として次の者
についてゆる
許される。

ア じゅけいしゃ しんぞく こんいん とどけで じじつじょうこんいんかんけい どうよう じじょう
受刑者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情
にあるもの ふく
者を含む。)

なお、しんぞく しんどうない けつぞく はいぐうしゃおよ しんどうない いんぞく
親族とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族である。

イ こんいんかんけい ちょうせい そしょう すいこう じぎょう い じ ほか じゅけいしゃ みぶんじょう
婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、

ほうりつじょうまた ぎょうむじょう じゅうだい りがい かか ようむ しより めんかい
法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会すること

ひつよう もの
が必要な者

ウ じゅけいしゃ こうせい ほ ご かんけい もの じゅけいしゃ しゃくほうご こよう
受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しよう

とするもの ほか めんかい じゅけいしゃ かいぜんこうせい し みと もの
者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

エ ほか こうゆうかんけい い じ めんかい ひつよう じじょう しょうない
その他、交友関係の維持など面会することを必要とする事情があり、所内

まりつおよ ちつじょ がい けつか しょう また きょうせいしょくごう できせつ じっし しょう
の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は矯正処遇の適切な実施に支障

しょう しょう しょう
を生ずるおそれがないと認められ、かつ、つぎ じこう がいとう めんかい
次の事項に該当するときは面会

ゆる ばあい
が許される場合もある。

- (ア) 身元が明らかであること。
- (イ) 外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な交友関係にあり、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。
- (ウ) 暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。
- (2) 外部交通をする可能性のある親族等、上記(1)に該当する者の氏名、生年
月日(年齢)、住所、職業、続柄又は関係、外部交通を必要とする事情や理由について、正確に外部交通申告表に記入してあらかじめ申告しておくこと。また、外部交通をしたくない人がいる場合も、外部交通申告表により届け出ておくこと。
- (3) 前記(2)により届け出た内容に変更があったとき、又は追加、削除するとき
は、その都度願箋により願い出ること。
- (4) 面会は平日のみ面会所で行う。面会の回数は、1月につき2回まで(ただし1日につき1回とする。)できる。この回数は、優遇措置の優遇区分が変わることにより増減する。その内容は次のとおりである。
- | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 優遇区分 | 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 |
| 面会の回数 | 月7回 | 月5回 | 月3回 | 月2回 | |
- (5) 同時に面会できる外来者の人数は3人以内とする。ただし、未就学児は人数

に含めない。

(6) 制限区分ごとの面会立会及び面会場所については、別表の「制限区分による緩和措置」のとおりである。

(7) 外来者による面会の受付時間は次のとおりである。ただし、休序日は受け付けない。

平日 午前8時30分から午後零時まで、午後1時から午後4時まで

(8) 面会時間

面会の時間は、原則として30分を下回らない範囲で実施するものとする。

ただし、面会の申出の状況、面会室の数、職員の配置状況の事情に照らし、5分を下回らない範囲において面会時間を短縮することがある。

(9) 次の場合は、面会を一時停止し、又は打ち切ることがある。

ア 受刑者又は面会の相手方が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する行為をするとき。

(ア) 当所が定める面会の相手方の人数、面会の時間帯、面会の回数等について違反する行為

(イ) 当所の規律及び秩序を害する行為

イ 受刑者又は面会の相手方が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- (ア) 暗号の使用その他の理由によって、立会いの職員が理解できないもの
- (イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
- (ウ) 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
- (エ) 許可なく外国語による会話をしたもの
- (オ) 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
- (カ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会に

おいて、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

(10) 録音・録画

面会内容について詳細に記録する必要がある場合、又は職員が立会いしない場合その他必要と認める場合には、録音・録画により面会状況を記録することがある。

2 信書

- (1) 信書の発受の相手方は、原則として次の者を除き許される。

ア 犯罪性のある者

イ 施設の規律及び秩序を害するおそれのある者

ウ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者

- (2) 発信の申請は1月につき4通まで（ただし、1日につき1通とする。）できる。この通数は、優遇措置の優遇区分が変わることにより増減する。その内容

は次のとおりである。ただし、大阪拘置所視察委員会に対して提出する書面、

審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の書面、国又は地方

公共団体の機関に対して発する信書であって、その機関の権限に属する事項

を含むもの等については、通数の制限はしない。

なお、受信の通数については制限がない。

ゆうぐうくぶん 優遇区分	だい 1 類 第 1 類	だい 2 類 第 2 類	だい 3 類 第 3 類	だい 4 類 第 4 類	だい 5 類 第 5 類
しんしょ ほんしんすう 信書の発信数	つき 10 通 月 10 通	つき 7 通 月 7 通	つき 5 通 月 5 通		つき 4 通 月 4 通

(3) 発信書は、余暇時間を利用して作成し、平日の朝の願回事受付時に提出す

ること。なお、緊急の発信の必要があるときは、職員に申し出ること。

(4) 信書を作成する際は、次の事項を厳守すること。

ア 便箋の枚数は 7 枚まで、けい線内に 1 行を書き、1 行はおおむね 30 字

以内（ただし、横書き用便箋は 25 字）とし、欄外や裏面には書かないこ

と。また、未記入の便箋を同封しないこと。

イ 信書の作成には、黒色、赤色及び青色のインクを使用した筆記用具（ボ

ールペン等）を使用する。ただし、原則として、使用目的が限定されてい

る筆記用具は除く。

ウ 封筒は一重のものとする。

エ 通信用紙は、特に必要と認められるときを除き、通常の便箋、はがき又

ゆうびんしょかん
は郵便書簡とする。

オ 封筒の表面には郵便番号、名宛人の住所及び氏名を、裏面に差出人の

じゅうしょ しめい きさい ふうどう つうしんぶん え きさい
住所・氏名を記載し、封筒に通信文や絵を記載しないこと。

さしだしん じゅうしょ しめい ふきさい きぼう がんせん りゆう
なお、差出人の住所・氏名の不記載を希望するときは、願箋にその理由

きさい ねが で
を記載して願出ること。

カ 名宛人以外の者に対する通信文の同封は、原則として外部交通が許可さ

どうきよしゃ きよか
れている同居者についてのみ許可する。

キ しんしょ さくせい きよしつない よ か じかん おこな
信書の作成は、居室内とし、余暇時間に行うこと。

(5) もじ か ひと かって ほか ひしゅうようしゃ か しょくいん
文字が書けない人は、勝手に他の被収容者に書いてもらうことなく職員
もう で
に申し出ること。

(6) はっしんち おおさかしみやこじまくともぶちちよう ちようめ ばんち ごう
発信地は「大阪市都島区友渕町1丁目2番地5号」

ゆうびんばんごう
(郵便番号 534-8585) とすること。

(7) ふうしょ はっしん ふう ていしゆつ
封書で発信するときは、封をしないで提出すること。

(8) しんしょ ないよう つぎ あ ぼあい いちぶ さくじよも まっしょう また
信書の内容が次に当たる場合は、その一部を削除若しくは抹消し、又は

はつじゆ さ と
発受を差し止めることがある。

ア あんごう ふごう しょう ほか りゆう けんさ しょくいん ないよう りかい
暗号や符号の使用その他の理由によって、検査する職員が内容を理解で
きないとき。

イ はつじゆ けいばつほうれい ふ また けいばつほうれい ふ けっか
発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果

を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 収容中の他の人の犯罪を詳述し、又は動静を伝える等個人情報
の保護及び名誉を害するおそれがあるとき。

キ 許可なく母国語以外の言語を使用して記述したとき。

ク 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(9) 犯罪を構成すると思われる信書は、関係官庁に通報することがある。

3 電話による通信

電話による通信は、制限区分等に応じて処遇上適当と認められるとき又は
人道上の観点から特に必要と認められるときに許される。

第14 不服申立て等

1 不服申立てを行う書面の作成要領等

(1) 不服申立ての書面の作成については、他の種類の不服申立ての書面と同時に
行うことはできません。

(2) 交付する不服申立ての用紙の枚数は1件の申立てにつき1枚です。また、
同時に所持することができる用紙の枚数は3枚までです。

(3) 不服申立ての書面の作成に用いる筆記具は、信書を作成するときと同様です。

読みやすく記載すること。

(4) 不服申立ての受付時間は以下のとおりです。

	しょめん しんき 書面の新規 作成 こうとうもうしで 口頭申出の しゅつがん 出願※1	しょめんさくせいちゆう 書面作成中 の中止 こうとうちようしゅまえ 口頭聴取前 の中止※1	はっそう ていしゅつ 発送・提出 (補正書取 り直しを含む。) ※2	とりさ 取下げ	か せん 書き損じに よる 用紙 支給※2
しんさ しんせい 審査の申請	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 ともげんそく 共原則午前 8時30分 ～午後5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時
さい しんさ 再審査の しんせい 申請	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 ともげんそく 共原則午前 8時30分 ～午後5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時
きょうせいかんく 矯正管区の ちようたい 長に対する じじつ しんこく 事実の申告	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 ともげんそく 共原則午前 8時30分 ～午後5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時
ほうむ だいじん 法務大臣に たい じじつ 対する事実 の申告 しんこく	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 ともげんそく 共原則午前 8時30分 ～午後5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時
ほうむ だいじん 法務大臣に たい くるじよう 対する苦情 の申出 もうしで	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時
かんさかん たい 監査官に対 する苦情の 申出 もうしで	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時※3	げんそくへいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時※3	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時※3	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 とも 午前8 時30分～ 午後5時

けいじ しせつ 刑事施設の 長に対する 苦情の申出	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ 原則平日 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ 平日のみ 午前8時3 0分～午後 5時	へいじつ きゅうじつ 平日 休日 共 午前8 時30分～ 午後5時
------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---

- ※1 口頭で行うことができる不服申立てに限ります。
- ※2 書面で行うことができる不服申立てに限ります。
- ※3 監査官に対する苦情の申出は別途、受付の日（期間）を告知します。
- ・ 食事及び点検の時間は除きます。ただし、平日については夕点検前までに申出してください。
 - ・ 開始時及び終了時は時報を行います。

- (5) 申立先へ発送する場合の費用（封筒、郵券等）については、各自の負担となります。その費用がない場合には、当所から支給する場合もあるので、その旨を担当職員に申し出ること。

2 審査の申請及び再審査の申請

(1) 審査の申請の対象となる処分等

次のアからソまでの措置に不服がある場合には、その措置を行った刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、書面で審査の申請をすることができます。審査の申請は、原則として、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなるので注意が必要です。

なお、（ ）内には、それぞれの措置の根拠となる刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の条項を記載しています。

- ア 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分（第49条・第50条）

- イ 指名医の診療を受けることを許さない処分又は指名医の診療の中止（第63条第1項・同条第4項）
- ウ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限（第67条）
- エ 書籍等の閲覧の禁止又は制限（第70条第1項・第71条）
- オ 書籍等の検査のため翻訳費用を負担させる処分（第70条第2項）
- カ 隔離（第76条第1項）
- キ 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分（第98条第1項）
- ク 障害手当金の支給に関する処分（第100条第2項・第82条第2項）
- ケ 特別手当金の支給に関する処分（第100条第4項・第82条第2項）
- コ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限（第128条・第138条・第129条・第130条第1項・第133条・第136条・第145条・第141条・第142条・第144条）
- サ 信書の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分（第132条第5項前段・第136条・第138条・第141条・第142条・第144条・第132条第3項）
- シ 面会、信書の発受又は電話による通信の内容を確認するための通訳・翻訳費用を負担させる処分（第148条第1項・同条第2項）
- ス 懲罰（第150条第1項）
- セ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分（第153条）
- ソ 隔離（第154条第4項）
- (2) 審査の申請を希望するときは、「審査申請書」を交付し、作成要領を貸与す

るので、願箋で申し出ること。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出ること。その後の手続は以下のとおりです。

ア 「審査申請書」の作成期間は、7日を超えない範囲内で指定するので、指定された期間内に作成すること。作成中は、「審査申請書」を保管する封筒を貸与します。

職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から「審査申請書」以外のものが入っていないかどうかを確認する検査にとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ 継ぎ紙として私物の便箋等を使用して差し支えありませんが、これらが後日返却されることはありません。

ウ 「審査申請書」を発信するときは、願箋で申し出ること。

なお、「審査申請書」は、職員の面前で、私物の封筒に入れ、自ら封をして切手を貼付し、発信の手続をすること。封筒には、審査の申請を行う書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、同封物がなにかどうか、宛名が間違いないかどうかを確認するのみで、一切検査はしません。

- (3) 審査の申請については、後日、あなたに対して矯正管区の長から裁決書の謄本が送付されます。あなたが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。送付できない場合には、公示送達の手続（矯正管区が裁決書の謄本を保管し、一定期間その送達を受けるべき人に

交付する旨を矯正管区の掲示場に掲示する手続) が執られます。

- (4) 矯正管区の長の裁決に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で再審査の申請をすることができます。再審査の申請は、原則として、審査の申請に係る裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

- (5) 再審査の申請を希望するときは、「再審査申請書」を交付し、作成要領を貸与するので、願箋で申し出ること。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出ること。その後の手続は上記(2)と同様です。

- (6) 再審査の申請については、後日、あなたに対して法務大臣から裁決書の謄本が送付されます。あなたが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。送付できない場合には、公示送達の手続(法務省が裁決書の謄本を保管し、一定期間その送達を受けるべき人に交付する旨を法務省の掲示場に掲示する手続) が執られます。

3 事実の申告

- (1) 事実の申告の対象となる職員の行為

あなたに対する次のアからウまでの刑事施設の職員による行為について、その刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、書面で事実の申告をすることができます。事実の申告は、原則として、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 矯正管区の長に対する事実の申告を希望するときは、「事実申告書」を交付し、作成要領を貸与するので、願箋で申し出ること。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出ること。その後の手続は次のとおりです。

ア 「事実申告書」の作成期間は、7日を超えない範囲内で指定するので、指定された期間内に作成すること。作成中は「事実申告書」を保管する封筒を貸与します。

職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から「事実申告書」以外のものが入っていないかどうかを確認する検査にとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ 継ぎ紙として私物の便箋等を使用しても差し支えありませんが、これらは後日返却されることはありません。

ウ 「事実申告書」を発信するときは、願箋で申し出ること。

なお、「事実申告書」は、職員の面前で、私物の封筒に入れ、自ら封をして切手を貼付し、発信の手続をすること。封筒には、事実の申告を行う書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、同封物がなにかどうか、宛名が間違いないかどうかを確認するのみで、一切検査はしません。

(3) 矯正管区の長に対する事実の申告については、後日、あなたに対して矯正管区の長から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が発出される前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、通知はされません。

(4) 矯正管区の長の通知の内容に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で事実の申告をすることができます。法務大臣に対する事実の申告は、原則として、矯正管区の長から通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

(5) 法務大臣に対する事実の申告を希望するときは、「事実再申告書」を交付し、作成要領を貸与するので、願箋で申し出ること。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出ること。その後の手続は上記(2)と同様です。

(6) 法務大臣に対する事実の申告については、後日、あなたに対して法務大臣から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が発出される前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、通知はされません。

4 法務大臣に対する苦情の申出

(1) あなたに対する刑事施設での取扱いについて不服があるときは、法務大臣に対して書面で苦情の申出をすることができます。以前に別件で刑事施設に収容されていた時の取扱いに関する不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。

(2) 法務大臣に対する苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を

ていしゆつ がんせんていしゆつご くじょうもうしでしよ ほうむだいじん こうふ さくせいようりょう
提出すること。願箋提出後、「苦情申出書(法務大臣)」を交付し、作成要領
たいよ
を貸与します。

なお、しょめん じぶん か だいひつ きぼう あわ
書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せ
てその旨を申し出ること。その後の手続は次のとおりです。

ア 「くじょうもうしでしよ ほうむだいじん さくせいきかん か こ はんいなく してい
「苦情申出書(法務大臣)」の作成期間は、7日を超えない範囲内で指定
するので、してい きかんない さくせい さくせいちゆう くじょうもうしでしよ ほうむ
指定された期間内に作成すること。作成中は「苦情申出書(法務
だいじん ほかん ふうとう たいよ
大臣)」を保管する封筒を貸与します。

しよくいん きよしつない けんさ おこな さい ふうとう ひょうめん くじょう
職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から「苦情
もうしでしよ ほうむだいじん いがい はい かくにん けんさ
申出書(法務大臣)」以外のものが入っていないかどうかを確認する検査に
とどめ、きさいないよう ひみつ たも と あつか
記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ たいよ さくせいようりょうおよ ほかんようふうとう のち かいしゆう
貸与された作成要領及び保管用封筒については、後に回収するので、
ていねい あつか
丁寧に扱うこと。

ウ 「くじょうもうしでしよ ほうむだいじん はっしん がんせん もう で
「苦情申出書(法務大臣)」を発信するときは、願箋で申し出ること。

なお、「くじょうもうしでしよ ほうむだいじん しよくいん めんぜん しぶつ ふうとう い
「苦情申出書(法務大臣)」は、職員の前で、私物の封筒に入
れ、みずか ふう きつて ちょうふ はっしん てつづき ふうとう くじょう
自ら封をして切手を貼付し、発信の手続をすること。封筒には、「苦情
もうしでしよ ほうむだいじん いがい ふうにゆう ていしゆつ ふうとう
申出書(法務大臣)」以外のものを封入してはいけません。提出された封筒
は、どうふうぶつ あてな まちが かくにん
同封物がどうか、宛名が間違いないかどうかを確認するのみで、
いつさいけんさ
一切検査はしません。

(3) ほうむだいじん たい くじょう もうしで ごじつ しゆうよう
法務大臣に対する苦情の申出については、後日、あなたが収容されている
けいじしせつ ほうむだいじん しよりけつか つうち けいじしせつ
刑事施設に法務大臣から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたに
その内容を口頭で通知します。しよりけつか で まえ けいじしせつ
処理結果が出る前にあなたが刑事施設から

釈放された場合には、処理結果は通知されません。

5 監査官に対する苦情の申出

- (1) 毎年1回以上法務大臣が指名する監査官において実地監査が行われますが、この際、あなたに対する当所での取扱いについて不服があるときは、監査官に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。ただし、他の刑事施設での取扱いについての不服、以前に別件で当所に收容されていた時の取扱いについての不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。

なお、監査官に対する苦情の申出の実施日時、申出方法等については、別途指示します。

- (2) 監査官に対する苦情の申出については、後日、あなたが收容されている刑事施設に監査官から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたにその内容を口頭で通知します。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は通知されません。

6 刑事施設の長に対する苦情の申出

- (1) あなたに対する当所での取扱いについて不服があるときは、刑事施設の長（所長）に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。他の刑事施設での取扱いについての不服、以前に別件で当所に收容されていた時の取扱いについての不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。

- (2) 口頭で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出するこ

と。苦情の申出の聴取は、所長が指名する職員が代わって行うことができますが、その内容は必ず所長に伝えられます。

- (3) 書面で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出すること。願箋提出後、「苦情申出書（所長）」を交付し、作成要領を貸与します。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出ること。その後の手続は次のとおりです。

- ア 「苦情申出書（所長）」の作成期間は、7日を超えない範囲内で指定するので、指定された期間内に作成すること。作成中は「苦情申出書（所長）」を保管する封筒を貸与します。

職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から「苦情申出書（所長）」以外のものが入っていないかどうかを確認する検査にとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

- イ 貸与された作成要領及び保管用封筒については、後に回収するので、丁寧に扱うこと。

- ウ 「苦情申出書（所長）」を提出するときは、願箋で申し出ること。

なお、「苦情申出書（所長）」は、願箋に添付して職員に提出すること。「苦情申出書（所長）」以外の書面を併せて提出することは認めません。証拠資料等を調べてほしい場合には、その旨を「苦情申出書（所長）」に記載すれば、必要に応じて調査します。

- (4) 刑事施設の長に対する苦情の申出をした場合には、口頭で処理結果が通知

されます。処理結果の通知は、所長以外の職員が代わって行うことがあります。所長の指示に基づくものです。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は通知されません。

だい 第15 しょうばつ 賞罰

1 ほうしょう 褒賞

(1) 次の行為があったときは、褒賞を与えることがある。

ア 人命を救助したとき。

イ 地震、火災等の災害が起きた時に、応急の用務に服して、功労があったとき。

ウ その他の賞揚に値する行為をしたとき。

(2) 賞は、賞金、賞品の授与、賞票又は賞詞である。

2 ちようばつ 懲罰

(1) 別に定める遵守事項に違反する行為があったとき、又は規律及び秩序を維

持するため必要がある場合に職員が行った指示に従わなかったときは、

規律違反として懲罰を受けることがあるので、遵守事項に違反したり、

職員の指示に従わないことのないように十分注意すること。

(2) 懲罰の種類は次のとおりであり、二つ以上の懲罰を併せて科せられるこ

とがある。

ア かいこく 戒告

イ 禁錮受刑者又は拘留受刑者の作業の10日以内の停止

ウ 自弁の物品の使用又は撮取の一部又は全部の15日以内の停止

エ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

オ 作業報奨金計算額の3分の1以内の削減

カ 30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の被収容者について、特に

情状が重い場合には、60日以内）の閉居

(3) 反則行為に用いた凶器などの物品は、国庫に帰属させる場合がある。

(4) 閉居罰を受けると、その内容として次のことが停止されるほか、運動や

入浴が制限される。

ア 自弁物品を使用し、又は撮取すること。

イ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の

教誨を受けること。

ウ 書籍等を閲覧すること。

エ 自己契約作業を行うこと。

オ 面会すること。

カ 信書を発受すること。

(5) 懲罰を科する手続

ア 遵守事項に違反した行為について調査をし、懲罰審査会を開催すると

きは、懲罰の原因となる事実の要旨及び懲罰審査会の開催日時を記載し

た書面をあらかじめ交付する。

イ 懲罰審査会では、遵守事項に違反した行為について、弁解の機会を与える。

ウ 病気その他の理由により、懲罰審査会に出頭できないときは、弁解書を

作成すること。弁解書を自分で作成できない場合には、職員が弁解を録取

するので申し出ること。

(6) 遵守事項に違反した行為によっては、懲罰処分とは別に事件送致、告訴、

告発などの措置を執ることがある。

だい 第16 移送前受刑者等

1 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

(1) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者とは、刑事訴訟法の規定により

逮捕・留置され、若しくは勾留され、又はその他未決の者として拘禁されて

いる受刑者をいう。

(2) 差入物が、第11「差入れ」の1の(1)から(7)までのいずれかに該当し、又は

刑事訴訟法の定めるところにより未決拘禁者としての地位を有する受刑者が

交付を受けることが許されない物品であるときは、当所が差入人に対し、その引取りを求める。

- (3) 第9「私物の保管」の5、6又は第10「領置」の3により、保管私物、領置物品等を外部の人へ交付する場合、その交付により、当所の規律及び秩序を害し、若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき、又は刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるときは、交付を制限する場合がある。

- (4) 自弁の書籍等を閲覧することにより、次のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止する場合がある。

ア 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

イ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

ウ 罪証の隠滅の結果を生じるおそれがあるとき。

- (5) 未決拘禁者としての地位を損なわない限度で、かつ、拘禁される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として、作業を行わせ、並びに改善指導及び教科指導を行う。

- (6) 集団を編成して行う矯正処遇は行わない。

- (7) 当所の施設外において矯正処遇は行わない。

(8) 制限の緩和は適用しない。

(9) 弁護人又は弁護人となろうとする者との面会及び信書の発受の取扱いは、刑事訴訟法の規定により刑事施設に勾留されている人と同様とする。

2 移送前（一時執行）受刑者

移送前（一時執行）受刑者とは、刑が確定し、他の施設に移送になるまでの

受刑者をいい、その処遇はおおむね次のとおりである。

(1) 作業は居室内で行わせる。

(2) 第4「制限の緩和」に定める制限区分については、原則として指定せず、第

4種に準じた処遇となる。また、第5「優遇措置」及び第7「各種指導等」

に定める事項について、その取扱いが変更されることがある。

(3) 当所で生活する期間が短期間であることから、物品の購入等事務処理に

日数を要するものは、一部制限することがある。

第17 余罪受刑者

1 余罪受刑者とは、受刑者と被疑者又は被告人との両方の身分を持つ人のことを言う。

2 居室は、原則として、個室に指定する。

3 裁判に当たっての防御権行使のための弁護人等との面会や信書のやり取りは、

ひぎしや ひこくにん どうよう
被疑者又は被告人と同様である。

- 4 訴訟書類は、作業時間以外に作成すること。ただし、急いで提出する必要があるときは、あらかじめ許可を受けてから作成を行うこと。
- 5 このほかのことは、原則として、受刑者と同じである。

だい 第18 釈放

1 満期釈放

- (1) 満期釈放は、刑終了日の翌日の午前中に釈放される。
- (2) 釈放時に、適当な帰住先のない人、帰住旅費や衣類がないことなどで困っている人は、できるだけ早く職員に申し出て相談すること。

2 仮釈放

だい 第3 処遇調査等」で説明済みのほか、詳しいことは刑執行開始時の指導，

釈放時指導等の際に別途指導する。

だい 第19 刑事施設視察委員会

1 委員会の意義

とうしょ おおさかこうちしよしきついいんかい お いいんかい とうしょ
当所には、大阪拘置所視察委員会が置かれています。この委員会は、当所を

しきつ とうしょ うんえい かん いけん の やくわり
視察するなどして、当所の運営に関し意見を述べることをその役割としており、

当所の運営の実情を把握するため、視察のほか、皆さんと面接をすることもあります。

2 委員会に対する面接の申出

委員会の委員に面接を希望する人は、願箋でその旨を申し出なさい。当所において、面接を希望する人のリストを作り、委員会に渡します。委員会は、皆さんの申出に対し、面接する義務はないので、申し出たからといって必ずしも面接の機会が与えられるとは限りません。また、面接を希望していない場合でも、委員会が面接を求めることもあります。あなたも面接を受ける義務はないので、面接を受けたくなければ断ることができます。

委員会の委員との面接は、委員会からの要請がある場合を除き、当所の職員は立ち会いません。

3 委員会宛ての書面の提出・発信

(1) 委員会宛ての書面提出・発信の意義

委員会に対し、当所の運営に関する意見・提案を記載した書面を提出したり、発信することができます。その場合には、当所は書面の内容の検査は行いません。委員会からは特に返事はないかもしれませんが、あなたの意見・提案は、委員会が当所の運営を把握するための資料として活用されるものとおもわれます。

(2) 書面の作成

委員会宛ての書面については、居室内に所定の用紙を備え付けているので、適宜使用してください。書面を提出して新たに用紙の支給を希望する又は書き損じのため用紙の支給等を希望する人は職員に申し出なさい。所定の用紙を委員会宛ての書面以外の用途で使用した場合、物品等不正使用の遵守事項違反により懲罰を科すことがあるので、注意してください。発信する場合には、私物の便箋を用いて作成しても差し支えありません。

所定の用紙は、作成中を除き、本心得と共に居室内に備え付けている専用封筒に入れて保管しなさい。提案書を作成中で出室するときは、作成中の提案書を保管用封筒に入れ、キャリーバックに収納後、施錠しなさい。職員が居室内の検査などを行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、書面以外のものが入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。専用封筒についても、委員会宛て書面の保管以外の用途で使用した場合、物品等不正使用の遵守事項違反により懲罰を科すことがあるので、注意してください。

(3) 書面提出の手続

作成した書面については、当所が用意した提案箱に投函する方法と自ら発信する方法とがあります。提案箱は、委員会から要請があった場合を除き、当所の職員が開けることはありません。

(4) 書面発信の手続

発信する場合には、職員の面前で、書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして発信の手続をしなさい。提出された封筒は、宛名が間違いがないかどうかを確認するのみで、内容の検査は一切しません。また、発信する場合の委員会の住所は、当所の住所ですが、当所に配達された際には、委員会から要請があった場合を除き、当所の職員が開封することはありません。

なお、発信する場合に要する費用は、あなた自身の負担となります。

4 接見等禁止中の取扱い

刑事訴訟法第81条の規定による接見等禁止決定がされている被収容者が委員会の委員と面接し、又は委員会に対して書面を提出することについては、

さいばんしょ せっけんとうきんし ぶぶんてき かいじょ けつてい おこな かし
裁判所が接見等禁止を部分的に解除する決定を行わない限り、これを行うこと
はできないので、きぼう ばあい みずか また べんごにん つう さいばんしょ せっけんとう
希望する場合は、自ら又は弁護人を通じて裁判所への接見等
いちぶかいじょしんせい おこな ひつよう りゆうい
一部解除申請を行う必要があるので留意しなさい。

だい 20 こくみんねんきんせいど 第20 国民年金制度

1 こくみんねんきんせいど 国民年金制度について

(1) にほんこくない じゅうじょ ゆう さいいじょう さいみまん ひと こくみんねんきん ひ ほけんしゃ
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者
であり、げん こうせいねんきんとう た こうてきねんきん かにゆう ばあい のぞ しせつ
現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設
しゅうようちゅう ほけんりょう のうふ かくしゅとどけで ぎ む かくじ
収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自
ひつよう てつづき おこな
必要な手続を行うこと。

ねんきん じゅきゅうしかくきかん み ばあい さいちょう さい
なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳ま
での間、かん にんいかいゆう ほけんりょう おさ
任意加入して保険料を納めることができます。

(2) こくみんねんきん ろうご ろうれいき そねんきん おも しょうがい お
国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのため
のしょうがいき そねんきん いぞく せいけい ささ いぞくき そねんきん
障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

れいわがねん がつ こくみんねんきん じゅきゅうしゃ いてい しょうとく はんい
なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定の所得の範囲内
にある人については、ひと しょうてい せいきゅうてつづき おこな ねんきんせいかつしゃ しえんきゅうふきん
所定の請求手続を行えば、年金生活者支援給付金を
じゅきゅう けい しつこうとう う あいだ じゅきゅう
受給できます（ただし、刑の執行等を受ける間は受給できません。）。

(3) ほけんりょう み のう ほうち しょうらい ろうれいき そねんきん
保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの
しょうがいき そねんきん いぞくき そねんきん う と ばあい かなら
障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるので、必
ず、ほけんりょう おさ おさ こんなん ばあい かき てつづき おこな
保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記2の手続を行う
こと。

(4) ほけんりょう のうふきげん よくげつまつじつ ねんい ない のうふ
保険料は、納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付することができます。

- (5) 住民登録が行われていない人については、矯正施設の長による在所証明書を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出などの手続を行うことができます。

なお、住民登録が行われていない人については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

2 保険料免除制度等について

- (1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます（法定免除）。また、出産を行った場合（予定を含む）は、届出により一定期間、保険料の免除が受けられるほか（産前産後免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合がありますので、必要な人は各自手続を行うこと（申請免除）。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象とならないが、矯正施設の長による在所証明書を添付して手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、矯正施設の所在地を管轄する年金事務所へ免除申請書を提出すること。

- (2) 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないことを理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に対する税の申告が行われていることが必要であるが、税の申告が行われていない場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となります。また、所得がない場合は所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められますが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しません。

- (3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

- (4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意すること。

- (5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行わ

れます。

(6) 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受けられないが、30歳未満の人(平成28年7月以降は50歳未満の人)については、世帯主の所得にかかわらず保険料納付の猶予が認められる場合があります(納付猶予)。また、納付猶予の申請手続については上記(1)及び(2)の免除申請の手続と同様です。

(7) 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

(8) 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、年金事務所から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所から在所証明書の提出を求められます。

(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

(10) 矯正施設へ収容中に在所証明書を添付した上で各種手続を行った人については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住民登録の手続を行う必要があります(市区町村役場等で住民登録が行われることにより、年金事務所で管理する住所も自動的に変更が行われます)。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、在所証明書を添付することにより、住民登録が行われておらず、矯正施設に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

3 その他

(1) 支給停止等の届出について

ア 障害基礎年金について

障害基礎年金の支給を受けている人のうち、20歳より前の傷病を理由として支給をしている人については、刑の執行等により刑事施設収容中は同支給が停止されるため、受給者は「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となります。

なお、20歳以後の傷病による障害基礎年金は、刑の執行等によって支給を停止されることはありません。おって、出所後に再び受給するため
の手続については、年金事務所のお客様相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

イ 特別障害給付金について

何らかの障害を理由に特別障害給付金の支給を受けている人については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が必要となります。

なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行うこと。）。

ウ 年金生活者支援給付金について

年金を含めても所得が低いことなどを理由として年金生活者支援給付金の支給を受けている人については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の提出が必要となります。

なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお客様相談室で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行うこと。）。

(2) 届出をせずに受給を続けた場合について

上記(1)アないしウの場合において、支給停止等の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給停止等が行われた上で、誤って支給された額について返還を求められることとなりますので、該当する人は、必要な届出をすること。

(3) 年金について不明な点がある場合には、施設において閲覧資料を備え付ける

とう 等しており、また、ほけんりょうのうふ ねんきんみこみがくしきん ほんにん ねんきんきろくとう もと 保険料納付や年金見込額試算など、本人の年金記録等に基づき、そうだん きぼう ばあい もよ ねんきんじむしょ しょくいん じどうとう づく相談を希望する場合は、最寄りの年金事務所の職員による指導等を受けることもできるので、職員に申し出ること。

(4) こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめん 国民健康保険等の保険料の減免について

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうおよ かいごほけん かにゆう ばあい こくみん 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に加入している場合は、国民健康保険等の保険料（せうしきさいよう ばあい こくみんけんこうほけんぜい ふく 健康保険等の保険料（税方式採用の場合における国民健康保険税を含む。）を）を減免している市町村等があるので、各自で市町村等に減免制度の有無や必要なてつづきとう かくにん 手続等を確認すること。

だい 第2章 うんてんめんきよ こうしん 運転免許の更新

1 へいせい ねん がつ たち せこう どうろこうつうほう かいせい へいせい ねん がつ 平成14年6月1日に施行された道路交通法の改正により、平成13年6月

20日以降にけいじしせつとう しゅうよう しゅうようちゅう うんてんめんきよしょう しつこう 20日以降に刑事施設等に収容され、その収容中に運転免許証が失効して

ねん けいか ひと めんきよしつこうご ひ つづ しゅうよう いっせい じょうけん み 3年を経過していない人で、免許失効後も引き続き収容され、一定の条件を満

たしている場合は、ばあい ていきてき おこな うんてんめんきよしけん じけん 定期的に行う運転免許試験を受験することができる。

2 しけん たいしょうしゃ しけん ないよう もうしこみてつづき しょうさい しけん おこな 試験の対象者、試験の内容、申込手続などの詳細については、試験が行わ

れるまえ べつとこくち 前に別途告知する。

だい 第2章 しゅうろうしえん 就労支援

1 しゅうろうしえん こうきょうしょくぎょうあんていじょ れんけい しょくぎょうそうだん しょくぎょう 就労支援スタッフや公共職業安定所との連携による職業相談、職業

しょうかい きゅうじん こようじょうほう ていきょうとう しえん おこな 紹介、求人・雇用情報の提供等の支援を行うものである。

なお、その対象者は、たいしょうしゃ つぎ がいとう しゅうろうしえん じつし ゆうこう なお、その対象者は、次のいずれにも該当し、かつ、就労支援の実施が有効

であるとして、しょうしんさかい せんてい ひと しゅうしょご しごと あ ひとり 処遇審査会で選定された人になる。出所後、仕事の当たらない人

は、積極的せつきよくてきに応募おうぼするようにしなさい。

(1) 稼働能力かどうのうりよくを有ゆうすること

(2) 就労意欲しゅうろういよくを有ゆうすること

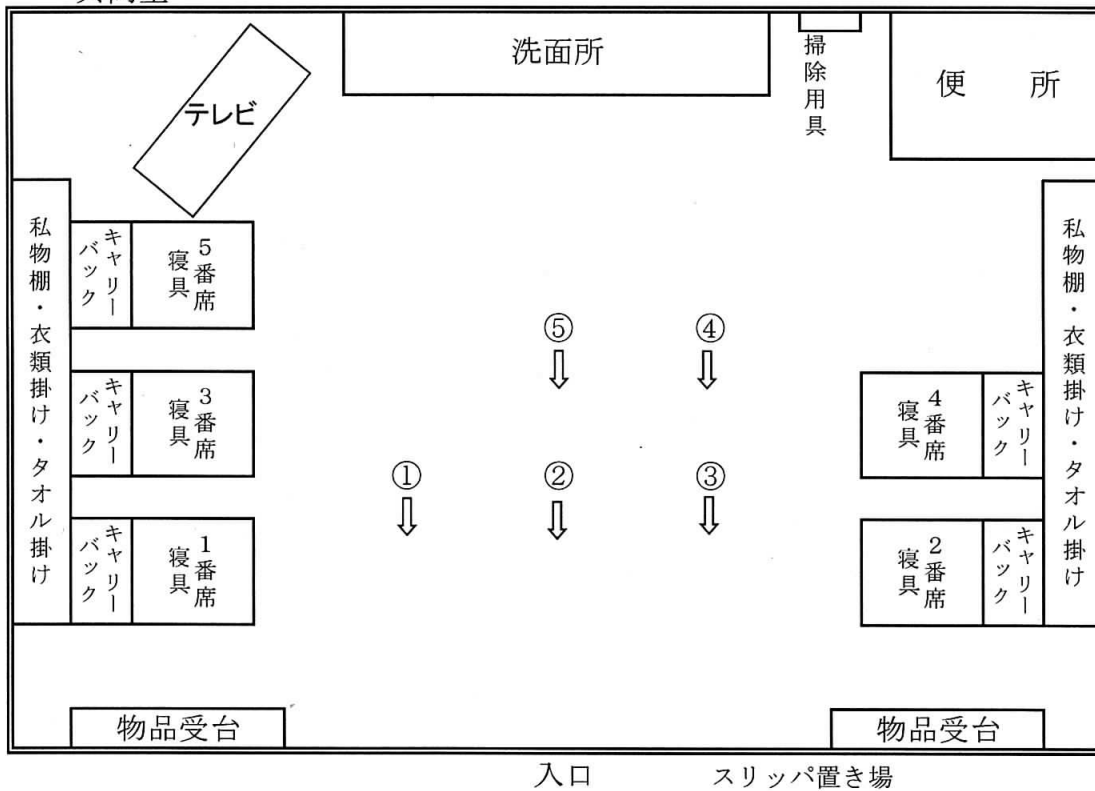
(3) 就労支援しゅうろうしえんを希望きぼうしていること

(4) 求人者きゅうじんしゃに対して犯罪歴はんざいれき又は釈放日しゃくほうびの情報じょうほうの開示かいじについて、同意どういしていること

2 就労支援しゅうろうしえんの具体的内容ぐたいてきないようなどについては、刑執行開始時指導時等けいしっこうかいしじしどうじとうに説明せつめいする。

別表

点検時の位置
共同室

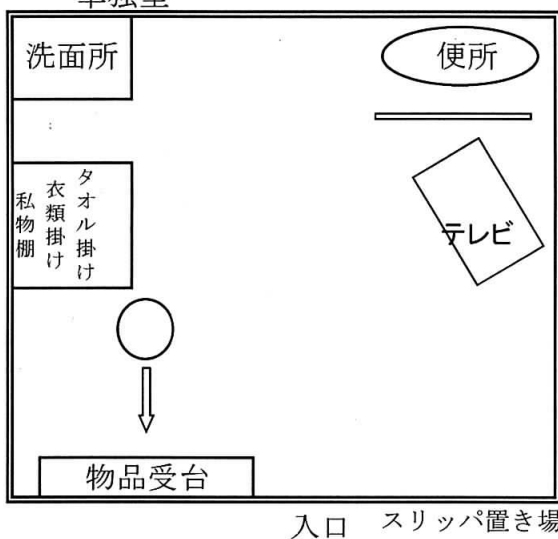


備考

- 点検時には、図のように定められた順に座ること（正座又は安座）。
- 平日の夕方の点検時には各人の称呼番号をとなえ、その他の点検時には一連番号をとなえること。

別表

点検時の位置
単独室

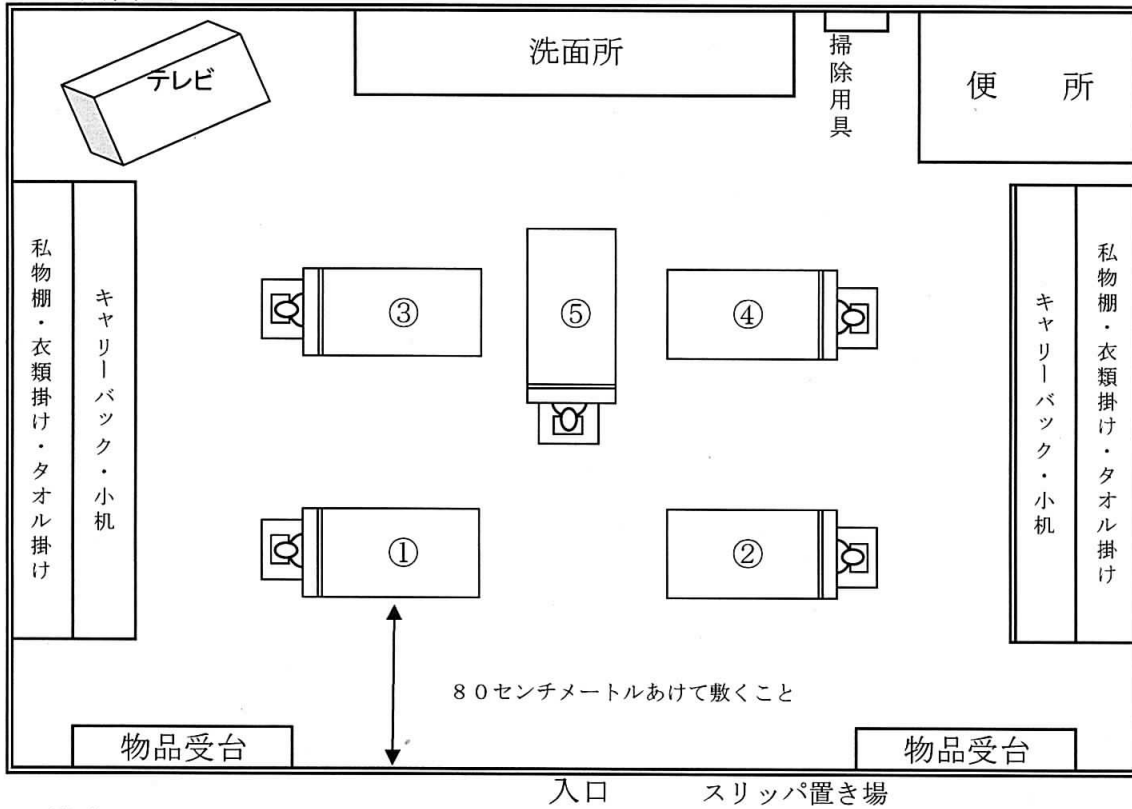


備考

- 点検時には、図のように定められた位置に座ること（正座又は安座）。
- 「番号」の号令が掛かったら、称呼番号をとなえること。

別表

就寝の位置
共同室

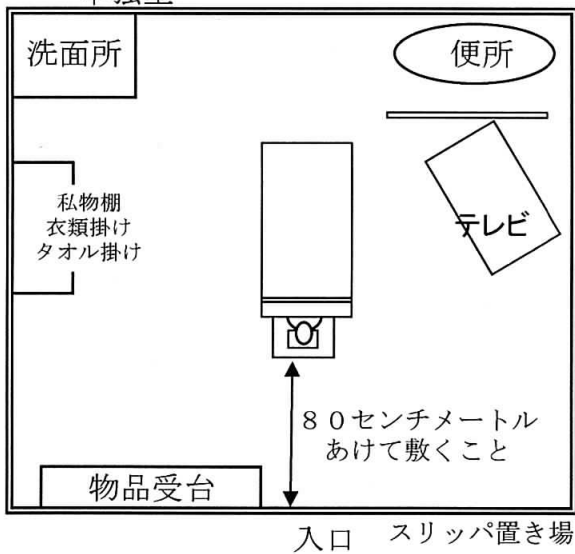


備考

就寝位置の番号は点検時の順とする。

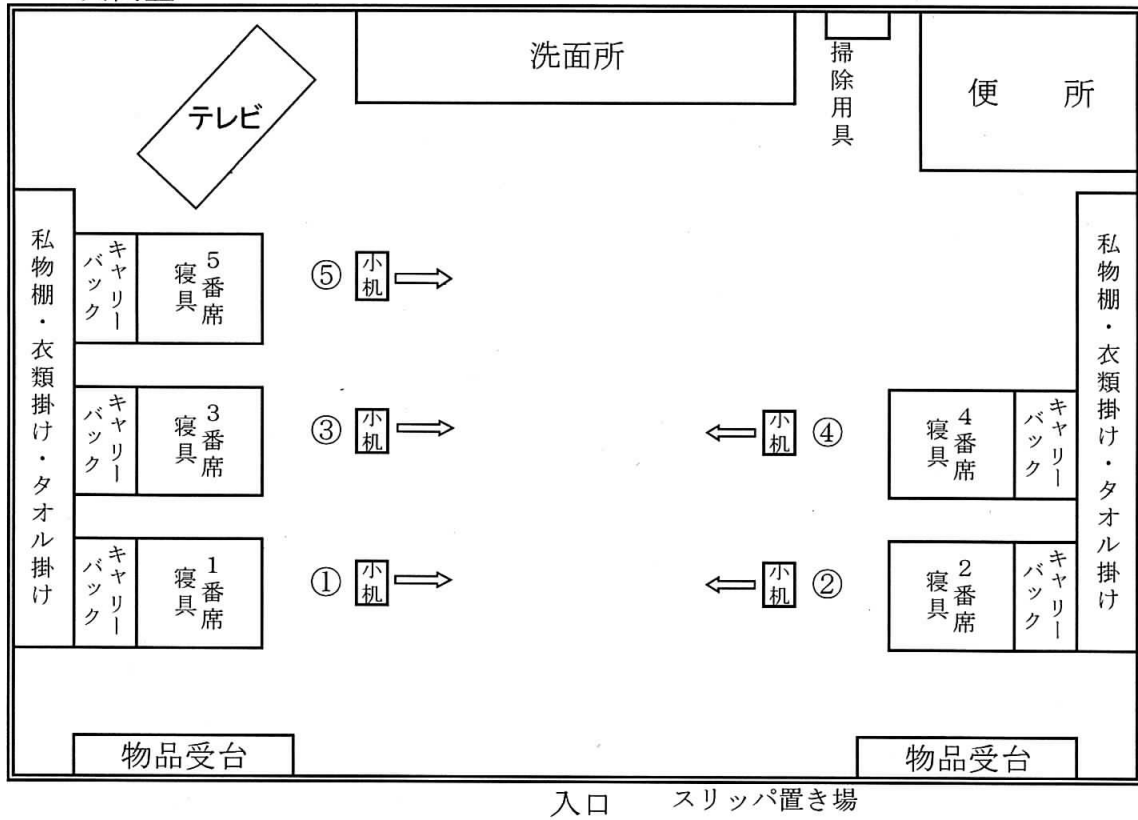
別表

就寝の位置
単独室



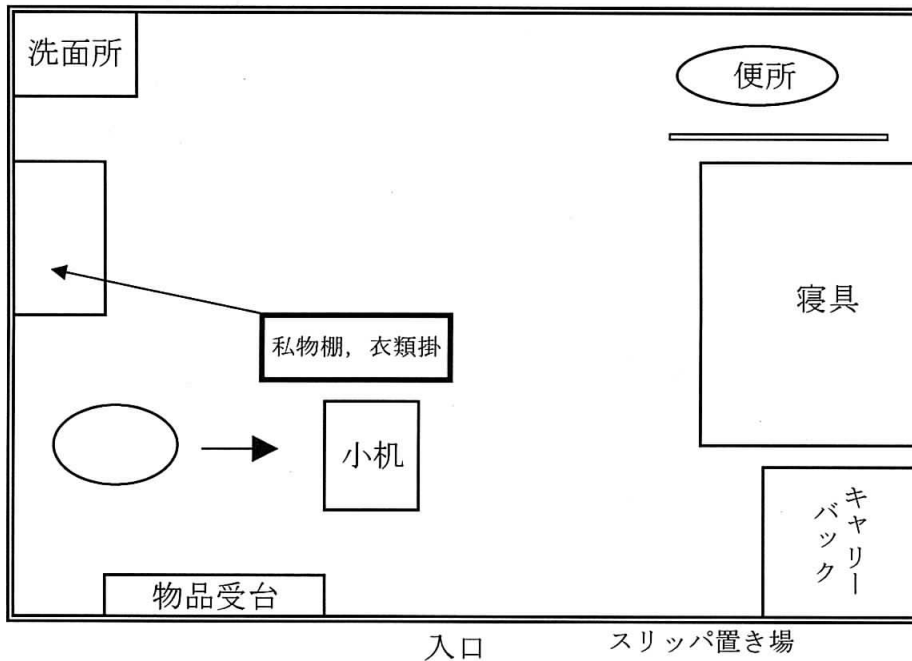
別表

室内の整頓と座席
共同室



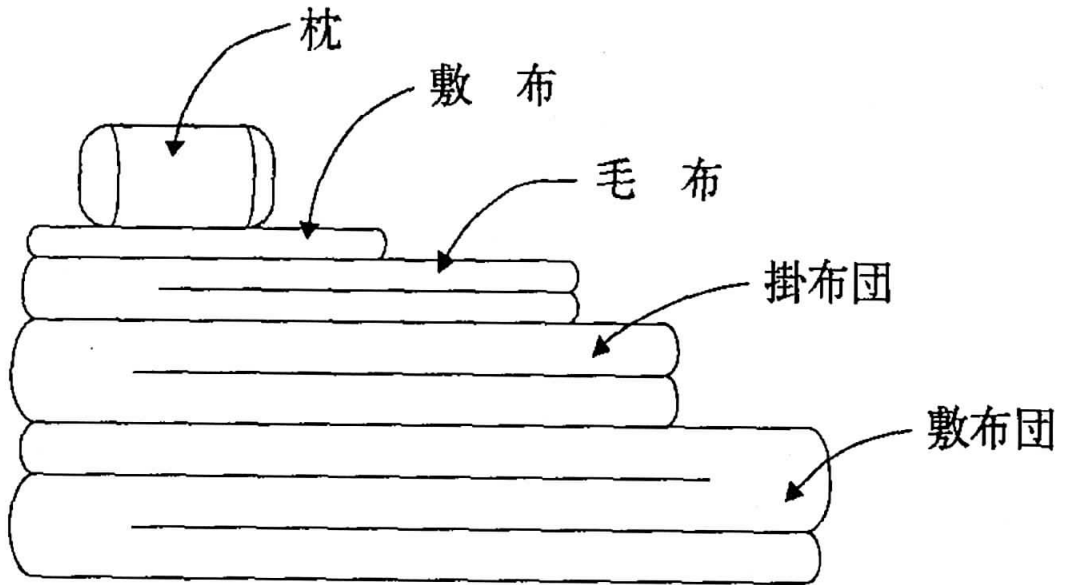
別表

室内の整頓と座席



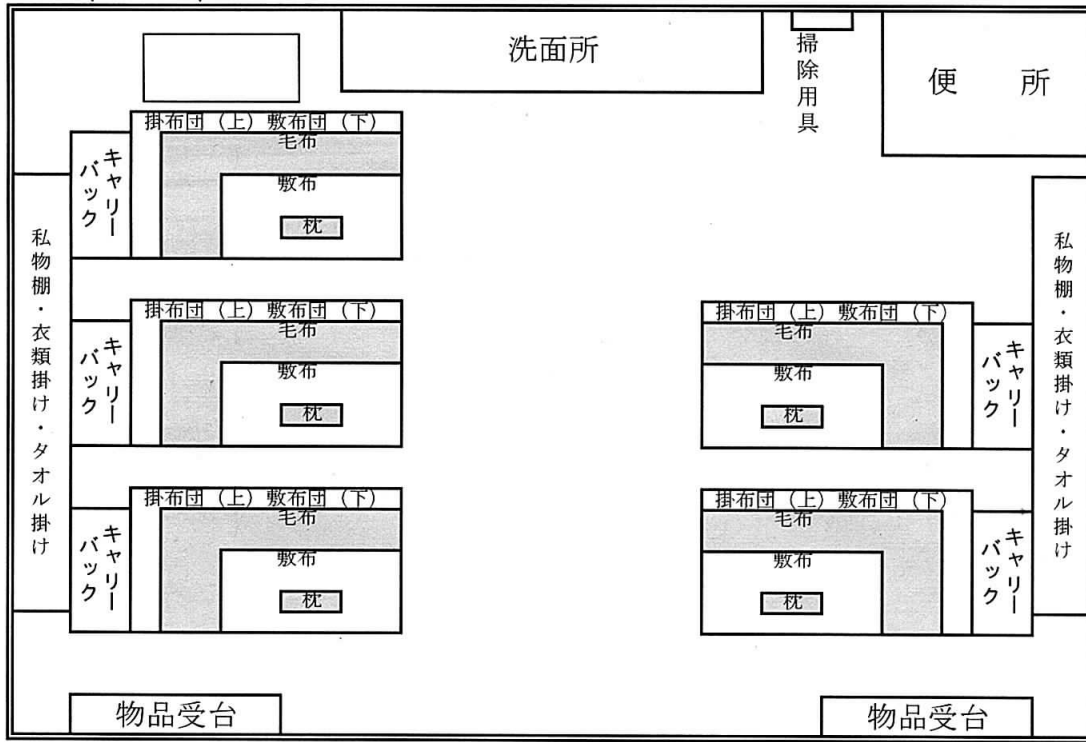
別表

しんぐ せい ようりょう
寝具の整頓要領



別表

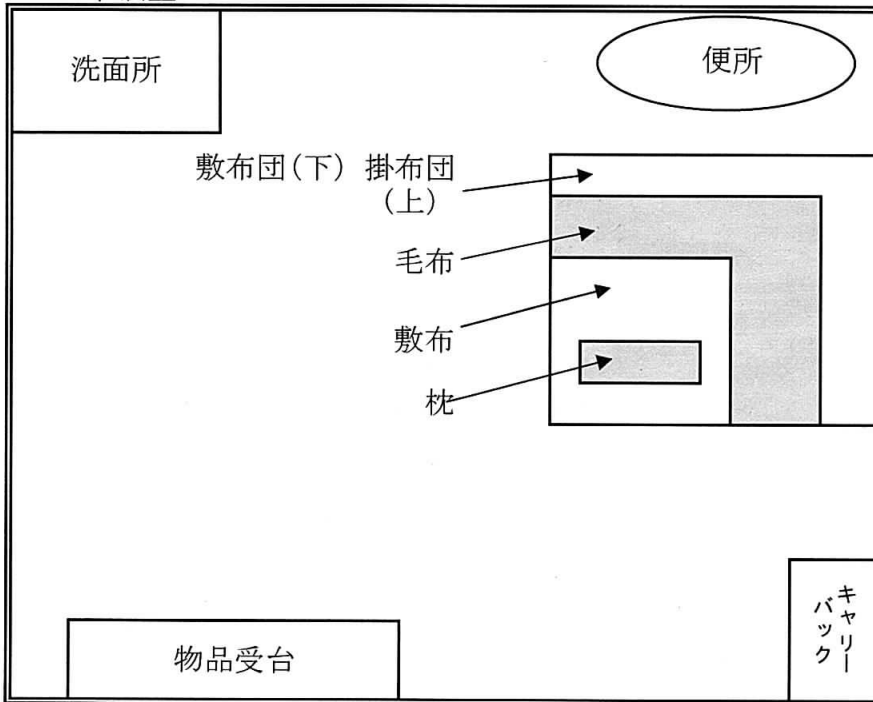
寝具の置き場所
共同室



入口 スリッパ置き場

別表

寝具の置き場所
単独室



入口 スリッパ置き場

別表

(1) 被収容者に貸与する衣類

品目	品名	摘要
上衣及び下衣	長そで上衣	
	半そで上衣	男性に限る。
	ズボン	
	スラックス	女性に限る。
	半ズボン	男性に限る。
	スカート	女性に限る。
	ワンピース	女性に限る。
	補助シャツ	男性に限る。
	チョッキ	
	カーディガン	女性に限る。
	長そでブラウス	女性に限る。
	半そでブラウス	女性に限る。
	下着(襯衣)	冬シャツ
半そでシャツ		
七分そでシャツ		女性に限る。
ランニングシャツ		男性に限る。
ブラジャー		女性に限る。
スリッパ		女性に限る。
冬ズボン下		
合ズボン下		
パンツ		男性に限る。
パンティ(ショーツ)		女性に限る。
半長ズロース		女性に限る。
パジャマ		
夏パジャマ		女性に限る。
靴下		冬靴下
	夏靴下	貸与する。薄手
帽子類	帽子	懲役受刑者に限る。
	三角きん	懲役受刑者に限る。女性に限る。

備考 労役場留置者及び請願作業に従事している者が必要であると認められる場合には、この表における帽子類を貸与することができる。

(2) 被収容者に貸与する寝具(臥具)

品目	品名	摘要
布団	掛布団	
	敷布団	
カバー類	敷布	
	襟布	
	まくらカバー	
その他の寝具(臥具)	毛布	
	まくら	

別表

(1)被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品

品名	数量	摘要
ちり紙	1日15枚(女子は25枚)	支給する。
歯ブラシ	3か月に1本	貸与する。
歯磨き粉	3か月に2個(220グラム)	支給する。
つまようじ	適量	支給する。
浴用石けん	1か月に1個(75グラム)	支給する。
洗濯石けん	1か月に1個(75グラム)	支給する。
石けん箱	1個, 必要と認められる場合	貸与する。
タオル	3か月に1本	貸与する。
かみそり	1本(刃は2か月に1枚)	貸与する。
冬靴下	舎房用2足, 工場用2足	貸与する。厚手
夏靴下	舎房用2足, 工場用2足	貸与する。薄手
鉛筆	必要時	貸与する。
消しゴム	必要時	貸与する。
ボールペン	必要時	貸与する。
飯わん		弁当箱で給与
汁わん	1碗	貸与する。
皿	1枚	貸与する。
コップ	1個	貸与する。
座布団	1枚	貸与する。
はし	使用できなくなれば交換	貸与する。
サンダル	使用できなくなれば交換	貸与する。
運動靴	2足	貸与する。受刑者に限る。
(女性用品・女性に限る。)		
シャンプー	適量	支給する。
スキンクリーム	概ね, 1か月に20グラム	支給する。
生理帯	1具	貸与する。
生理用品	1日5個	支給する。妊産婦用具を含む。
くし	1本	貸与する。

ヘアピン	適量	貸与する。
髪止めゴム	2本	貸与する。
ヘアブラシ	1本	貸与する。
ピンドメ	原則として4本	貸与する。

(2) 受刑者に貸与することができる室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品

品 目		品 名
室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品	室内装飾品	生花
		花びん
		写真たて
		観葉植物
		書画（額縁を貸与する場合に限る。）
		額縁
	その他の物品	置き時計
		置き鏡
嗜好品		菓子
		あめ類
		氷物
		果物類
		茶
		コーヒー
		紅茶
		ココア
		果実飲料
		清涼飲料その他の嗜好飲料

別表

受刑者が自弁できる物品

品目	品名	対象者			規格及び品質	1回の購入及び差入の限度数量	摘要
		優遇区分第一類の処遇を受けている者	優遇区分第二類以上の処遇を受けている者	全受刑者			
下着等	シャツ (ランニングを含む。)			○		2枚以内	移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	パンツ			□	ブリーフ型は除く。	2枚以内	補修用ゴムひもを含む。移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	パンティ(ショーツ)			△		各2枚以内	ズロースを含む。補修用ゴムひもを含む。移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	ズボン下			○		2枚以内	補修用ゴムひもを含む。夏物ズボン下は優遇区分第1類の者に限る。移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	スリッパ			△	茶又は白色標準色	2枚以内	キャミソールを含む。移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	ブラジャー			△	茶又は白色標準色	2枚以内	移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	パジャマ	○				2枚以内	◆
食料品及び飲料	米飯類	◎					施設内で摂取させるほか、外出・外泊を許す場合において適当と認めるときに許可する。
	パン類	◎					
	めん類	◎					
	惣菜類	◎					
	飲料	◎					

嗜好品	菓子		○				第1類については、嗜好品は毎月2回、1回500円の範囲内、食料品及び飲料は毎月1000円の範囲内。 第2類については、嗜好品は毎月2回、1回500円の範囲内。 第3類については、嗜好品は毎月1回、1回500円の範囲内。 ◆
	あめ類		○				
	氷物		○				
	果物類		○				
	茶		○				
	コーヒー		○				
	紅茶		○				
	ココア		○				
	果実飲料 清涼飲料その他の嗜好飲料		○				
室内装飾品	生花		○	●		1束	花瓶の自弁が許される場合に限る。 ◆
	花瓶		○	●		1点	制限区分第1種から第3種に限る。 ◆
	写真立て		○	●	サービス版規格	1点	◆
	書画	○				1点	額縁の自弁が許される場合に限る。 ◆
	額縁	○				1点	◆
ちり紙	ちり紙			○		1束	女子については3束まで。 ◆
歯磨用具	歯ブラシ			○	毛はナイロン、柄プラスチック製	1本	◆
	歯磨き			○		1点	◆
	歯ブラシケース			○		1点	◆
石けん類	石けん			○	浴用及び洗濯用	各1個	◆
	石けん容器			○	浴用及び洗濯用	各1個	◆
	洗顔フォーム			○		1点	第2類以上の受刑者に限る。◆
	ボディークリーム			○		1点	第2類以上の受刑者に限る。◆
	シャンプー			○		1点	◆
	リンス			○		1点	◆
タオル類	タオル			○		2点	工場用は1枚とする。 ◆
	ナイロンタオル			○		1点	第2類以上の受刑者に限る。◆
	バスタオル			○		1点	◆
	ハンカチ			○		1点	工場用は1枚とする。 ◆

調髪用具	くし			○		1点	ヘアブラシを含む。男性については、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）第6条第2項の場合に限る。 ◆
調髪用具 ひげそり用具	整髪料			○		1個	男性については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第2項ただし書の場合において、必要と認める場合に限る。◆
	ヘアピン・その他の調髪用具			△		右記のとおり	1 ヘアピン 1束（20本） 2 カギピン 1本 3 ピンカールピン 2箱（10本）以内 ◆
	髪止めゴム			△		2本	◆
	ヘアネット			△		1個	◆
	スポンジカーラー			△		4個	◆
	電池式かみそり			○		1個	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。◆
	ひげそり用具 生理用品類	シェービングクリーム			◎		1個
プレシエーブローション				○		1個	第2類以上の受刑者に限る。◆
生理用品				△		1袋	妊産婦用具、生理帯を含む。 ◆
作業用具	作業用具			◎			
宗教用用具	数珠			◎			宗教上必要と認められる場合に限る。
宗教用用具 履物	ロザリオ			◎			宗教上必要と認められる場合に限る。 スリッパを含む。 移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆
	礼拝用マット			◎			
	礼拝用スカーフ			◎△			
	サンダル		○			1足	
履物 靴下類	運動靴			○		1足	靴ひもを含む。 移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。ただし、ひも付き靴については自所執行受刑者に限る。 ◆
	靴下			○		夏冬各2足以内	移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。◆
靴下類 手袋	タイツ			△		2枚	補修用ゴムひもを含む。 移送する場合において必要と認めるときは窓口差入も可能である。 ◆

	手袋			◎		2双以内	軍手を含む。冬季に限る。 ◆
耳袋	耳袋			◎		1点	冬季に限る。◆
マスク	マスク			◎		1点	◆
冷却シート	冷却シート			◎		1点	◆
耳栓	耳栓			◎		1点	◆
文房具	消しゴム			○	消しゴム 砂消しゴム	各1点	◆
文房具 食器類	色鉛筆			○		各1点	鉛筆削りを用いないものに限る。青色又は赤色に限る。◆
	シャープペンシル			○		1本	簡易なもの以外は優遇区分第1類の受刑者に限る。替え芯（黒色に限る。）を含む。◆
	ボールペン			○		3本	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。◆
	万年筆			◎		1点	スペアインクを含む。◆
	蛍光ペン			◎		1罐(3本)	◆
	雑記帳			○	白地横罫ノート	1冊	◆
	日記帳			◎	自由日記	1冊	◆
	色紙			◎		各1枚	短冊を含む。◆
	カーボン紙			◎		1枚	◆
	けい紙その他の筆記用具			◎		1点	◆
	下敷き			○	不燃性物質	1点	◆
	定規			○		1点	規格は30センチメートル用以下とする。◆
	筆入れ			○		1点	◆
	書道・ペン習字用具			◎		必要量	学習用として必要と認められる場合に限る。◆
	絵画用具			◎		必要量	学習用として必要と認められる場合に限る。◆
	製図用具			◎		必要量	学習用として必要と認められる場合に限る。◆
	通識教育関係教材			◎		必要量	◆
	板目紙			◎		適量	訴訟書類の整理に必要と認められる場合その他相当と認める場合に限る。◆
	とじひも			◎		適量	同上
	インデックス			◎		適量	同上
付せん			◎		適量	同上	
ファイル			◎		適量	金属類が付いていないもので、訴訟書類の整理に必要と認められる場合その他相当と認める場合に限る。◆	

	はし			○		1組	◆
食器類	はし容器			○		1点	◆
室内調度類	置き時計			◎		1点	電池を含む。◆
室内調度類	置き鏡			◎		1点	◆
化粧品	クリーム類			○		各1点	◆
化粧品	汗止め用粉末			○		1点	◆
計算機類	パフ			○		1点	◆
	制汗剤			○		1点	◆
	化粧水類			○	乳液・化粧水	各1点	◆
	電池式計算機			◎		1点	電池を含む。 ◆
計算機類	そろばん			◎		1点	◆
耳かき	耳かき			○		1本	◆
綿棒	綿棒			○	白色に限る。	1点	◆
座布団	座布団		○			1枚	◆
通信用品	封筒			○	白地長形一重及び高品質のもの(和紙タイプ・花柄)	いずれか1束(白地のは10枚, 高品質のものは8枚)	高品質のものは, 第2類以上の受刑者に限る。 ◆
通信用品	切手			○		3,000円	
印紙	はがき			○		20枚	
	郵便書簡			○		10枚	
	通信用紙			○	無地のもの及び高品質のもの(和紙タイプ・花柄)	いずれか1冊	高品質のものは, 第2類以上の受刑者に限る。 ◆
	印紙			◎		必要金額	証紙を含む。
印鑑	印鑑			◎		必要数	◆
作業用具	作業用具			◎		1組	◆
娯楽品	CDプレイヤー	○				1台	イヤホン及び電池を含む。◆
娯楽品	音楽等CD	○				5枚	◆

例 表中の各記号は, それぞれ次のものを示す。
○印 使用又は撰取を許可するもの
◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの
●印 処遇上適当と認める場合に限り使用を許可するもの
□印 男性受刑者に限り使用を許可するもの

△印 女性受刑者に限り使用を許可するもの

註1 上記表以外に受刑者に自弁を許す物品として、眼鏡その他の補正器具、外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品がある。

註2 ◆印の表示のあるものは、原則として当所指定の事業者からの購入、差入れに限る。

別表

子の養育に必要な物品

品 目	品 名
衣類	おむつ
	肌着
	ベビー服
	その他刑事施設の長が必要と認める衣類
寝具（臥具）	ベビーベッド
	布団
	まくら
	その他刑事施設の長が必要と認める寝具（臥具）
食事（糧食）及び飲料	ミルク
	かゆ
	その他刑事施設の長が必要と認める食事（糧食）及び飲料
衣類、寝具（臥具）並びに食事（糧食）及び飲料以外の物品	ほ乳瓶
	ベビーパウダー
	その他刑事施設の長が必要と認める衣類、寝具（臥具）並びに食事（糧食）及び飲料以外の物品